

生活排水対策推進計画

平成 29 年 3 月

安 城 市

目次

1. 計画改訂の背景	1
1.1. 計画改訂までの経緯	1
1.2. 油ヶ淵の水質の動向	2
1.3. 水質汚濁の原因	2
1.4. 生活排水処理施設整備	4
1.5. 生活排水対策の進捗状況	4
1.6. 生活排水を取り巻く環境の変化	5
1.7. 計画改訂の趣旨	6
2. 生活排水対策推進に関する基本的整理	7
2.1. 地域の概要	7
3. 関連計画等	19
3.1. 第8次安城市総合計画	19
3.2. 安城市環境基本計画	21
3.3. 愛知地域公害防止計画	22
3.4. 油ヶ淵地域河川環境管理基本計画	23
3.5. 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）	24
3.6. 安城市污水適正処理構想	25
3.7. 全県域污水適正処理構想	26
3.8. 県民の生活環境の保全等に関する条例	27
4. 水質の現況および動向	29
4.1. 環境基準の達成状況	29
4.2. 市内河川等の水質状況	31
4.3. 水生生物からみた水質の状況	33
5. 生活排水対策推進計画の目標	34
5.1. 生活排水対策推進計画の基本理念	34
5.2. 生活排水対策の基本方針	35
5.3. 生活排水対策推進計画の目標	37
5.4. 生活排水対策推進計画の目標年度	37
6. 生活排水処理対策の整備に関する計画	38
6.1. 生活排水処理フローの現状	38
6.2. 生活排水対策処理施設等の整備に関する基本方針	40
6.3. 生活排水処理施設整備計画	41
6.4. 施設整備による汚濁負荷量の削減効果	43
6.5. その他	45

7. 水辺空間の整備	46
7.1. 水辺空間等の整備に関する基本方針	46
7.2. うるおいのある水辺空間の整備促進	47
8. 生活排水対策推進計画の目標に係る啓発に関する状況	48
8.1. 生活排水対策に係る啓発の状況	48
8.2. 生活排水対策に係る啓発に関する基本方針	52
8.3. 生活排水対策に係る啓発に関する実施計画	53
8.4. 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供	54
8.5. 生活排水対策に関する啓発活動の実施体制	55
9. 流域全体の生活排水対策の推進に関し必要な事項	56
9.1. 流域全体の生活排水対策の推進に関する基本方針	56
9.2. 関係機関との協議	56
9.3. 関係計画との調整	56
9.4. その他	56
10. 参考資料	57
10.1. 用語解説	57
10.2. 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱	59

1. 計画改訂の背景

1.1. 計画改訂までの経緯

平成2年6月に水質汚濁防止法（昭和45年制定）が改正され、生活排水対策を推進するための制度が組み込まれました。

主な改正点として、国、都道府県、市町村のそれぞれの役割分担が明確にされるとともに、国民の努力規定等が設けられました。さらに、都道府県において、環境基準が未達成の水域及び自然・社会条件に照らし水質の保全を図ることが特に重要な水域に対し、「生活排水対策重点地域」として指定することが定められました。

また本市は、県下唯一の天然湖沼である油ヶ淵流域に位置しますが、生活排水の流入による水質悪化が顕著であり、平成3年3月に碧南市、西尾市及び高浜市とともに水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」として県知事より指定されました。この指定を受けて、平成4年3月には、「生活排水対策推進計画」を策定したうえ、平成5年4月には愛知県と安城市を含む関係4市で「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設立しました。

平成4年3月に策定した計画は、見直し改訂を平成8年度、平成17年度に、計画期間延長を平成26年度に行いつつ、油ヶ淵を中心とした水辺環境の改善を推進していくため、公共下水道の整備や浄化槽の普及を進めてきました。加えて市民に対して啓発を行い、市民協力のもと、生活排水対策を推進することにより、市内各河川や油ヶ淵において水質環境基準を達成するための対策を積極的に進めてきたところです。

前計画では、目標年度を平成26年度としていましたが、平成28年度に愛知県により「全県域汚水適正処理構想」の見直しが行われることとされたため、同計画との整合性を図るため目標年度を2年間計画延長しました。

このたびは、それら上位計画との整合性を図りつつ、見直し改訂（計画目標：平成38年度）を行います。



図 1.1 生活排水対策推進計画改訂のフロー図

1.2. 油ヶ淵の水質の動向

油ヶ淵は、矢作川河口の氾濫原を流れる二級河川・高浜川と、支川の長田川や半場川の接続点にある愛知県唯一の天然湖沼です。油ヶ淵（6.3km、面積0.6km²、平均水深3.0m）ができたのは比較的新しく、江戸時代の初めのころに、矢作川が運ぶ土砂によって三河湾の入り江がせき止められて誕生しました。

油ヶ淵は、「水質汚濁に係る環境基準」において「湖沼B類型（COD：5mg/ℓ以下）」に指定されていますが、平成27年度公共用水域水質測定結果をみると、油ヶ淵のCOD75%値は7.2mg/ℓとなっており、環境基準を満足するには至っていません。また最も水質が悪化した時期より改善はしていますが、平成27年度のCOD年間平均値は6.5mg/ℓであり、全国の湖沼の中ではワースト順位で16位となっています。このようなことから油ヶ淵水域の生活排水対策を迅速に進める必要があります。

表 1.1 (1) 油ヶ淵の水質の推移 (1)

年 度	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
COD75%値	13	16	9.9	12	14	13	13	13	9.9	10	9.8	10	11	12	10	9.4	10
COD平均値	12	16	9.9	11	12	11	10	10	8.3	8.6	9.2	10	11	11	9.8	8.7	9.5
全国ワースト順位	3	2	6	4	4	3	4	4	7	6	4	4	4	3	5	5	5

表 1.1 (2) 油ヶ淵の水質の推移 (2)

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
COD75%値	9.3	9.9	9.5	11	9.7	10	9.8	9.0	7.6	6.7	7.0	7.6	7.5	7.7	7.5	7.2
COD平均値	8.9	8.8	8.4	9.1	8.3	8.6	8.1	7.5	6.7	5.9	6.6	6.8	6.8	6.9	6.9	6.5
全国ワースト順位	8	5	8	3	6	4	8	11	16	21	15	14	14	9	15	16

出典：油ヶ淵電子図書館HP

1.3. 水質汚濁の原因

油ヶ淵の水質汚濁の原因として、①流入する河川の汚濁負荷量が多いこと、②油ヶ淵における内部生産（湖沼内部で植物プランクトン等により有機物等が生産される）が行われること、が挙げられます。

(1) 流入河川の汚濁負荷量の現況

油ヶ淵に流入する河川から、汚濁物質が流れ込んできます。その汚濁物質は上流に位置する家庭及び工場等の点源から排出されるもの（非降雨時負荷）と、雨水とともに道路及び農地等の面源から流れ込むもの（降雨時負荷）に分けられます。

また非降雨時負荷については、発生源別に分けられ、汚濁負荷の発生源としては、生活系、産業系及びその他（田畑含む。）に大別できます。

平成21年度における発生源別COD汚濁負荷量の状況は、図1.2に示すとおりですが、発生源としては生活系が54%を占めます。なお生活系のうちの大部分は、未処理の生活雑排水とみられ、積極的に生活排水対策を進めることが重要です。

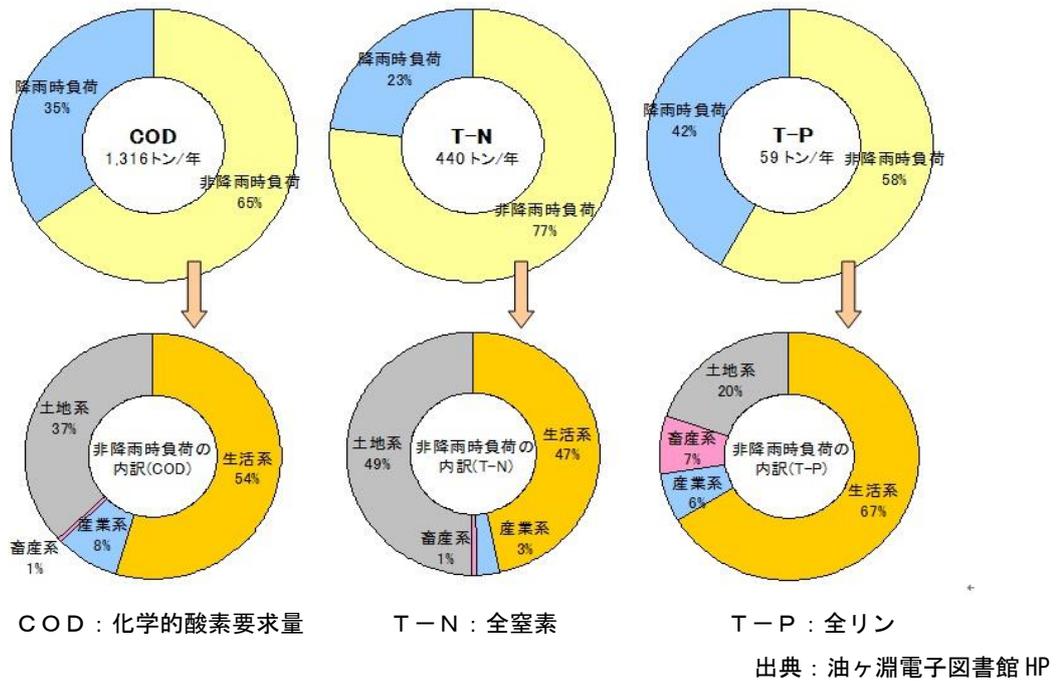


図 1.2 油ヶ淵流域から流入する汚濁負荷量 (平成 21 年度)

(2) 油ヶ淵における内部生産の現況

内部生産とは、湖沼、内湾など閉鎖性水域で植物プランクトンの増殖(光合成)により有機物が生産されることです。植物プランクトンの増殖には窒素やリンが不可欠であり、これら栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制することができるといわれています。

油ヶ淵においても、内部生産が行われており、上流域から流れ込んでくる窒素及びリンの削減が重要になります。

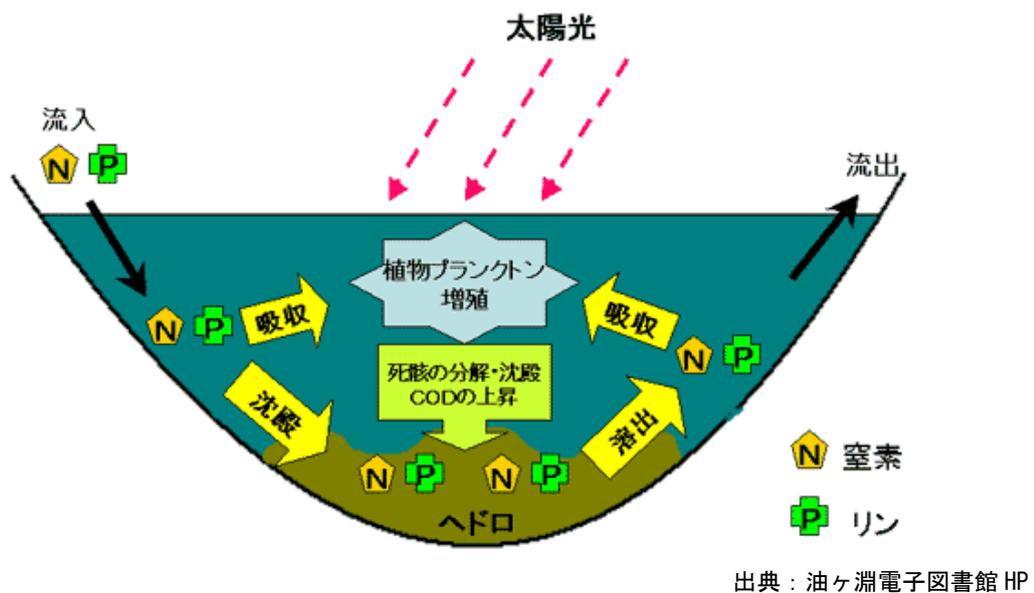


図 1.3 油ヶ淵における内部生産イメージ図

1.4. 生活排水処理施設整備

これまで、本市では、生活排水を適正処理するため、各種生活排水処理施設の整備を進めてきました。公共下水道は、着実に整備を行ってきており、引き続き整備を推進していきます。浄化槽については、その設置補助事業の推進等により、年々増加しています。

1.5. 生活排水対策の進捗状況

平成 26 年度に策定した「生活排水対策推進計画（改訂版）」により、平成 28 年度を目標年度とし、生活排水処理施設の整備を進めてきました。

（1）生活排水処理施設整備の進捗状況

公共下水道の整備状況は、前計画の目標年度（平成 28 年度）2,305ha／146,389 人に対し、平成 27 年度で 2,282ha／144,047 人です。

また、農業集落排水処理施設に関しては、前計画の目標年度（平成 28 年度）1,882 人に対し、平成 27 年度で 1,951 人です。

合併処理浄化槽に関しては、前計画の目標年度（平成 28 年度）11,246 人に対し、平成 27 年度で 11,962 人です。

（2）生活排水対策に係る啓発活動の進捗状況

生活排水対策に係る啓発活動に関しては、生活排水対策実践事業として、市内全世帯にリーフレットを配布し、生活排水モデル地区における学習会、啓発資材の配布を進めてきました。

その他、油ヶ淵水質浄化促進協議会における活動として、「油ヶ淵浄化デー」、「アクション油ヶ淵」などの実践活動もあり、町内会、婦人会等の協力により多くの市民が参加しています。

1.6. 生活排水を取り巻く環境の変化

平成4年の計画策定以降、生活排水対策を推進するための法的枠組みの変化や水環境のあり方等についての関係機関・団体による各種提言・通達が出されてきました。

表 1.2 生活排水に関する法関連

年	生活排水に関する法関連
昭和33年	・公共用水域の水質の保全についての法律、工場排水等の規制についての法律の制定
37年	・建築用地下水の採取の規制に関する法律の制定
55年	・本市生活排水対策推進要綱の施行
62年	・建設省（旧） 合併処理浄化槽に対する国庫補助制度の設立
平成2年	・水質汚濁防止法改正
3年	・水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」指定（油ヶ淵流域の4市）
4年	・本市生活排水対策推進計画策定
5年	・「油ヶ淵水質浄化促進協議会」（愛知県、本市、碧南市、西尾市、高浜市）設立
〃	・全県域下水道化構想の策定
〃	・環境基本法の制定
〃	・環境庁（旧） 生活排水汚濁水路浄化施設整備事業補助を決定
6年	・高浜川水系油ヶ淵 水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）策定
〃	・油ヶ淵地域河川環境管理基本計画策定
〃	・水源保全法の制定
〃	・林野庁 水質保全環境整備事業の実施
〃	・建設省（旧） 特定地域生活排水処理事業の創設
7年	・愛知県 「環境基本条例」の制定
〃	・厚生省（旧）「単独処理浄化槽に関する検討会」による、「単独処理浄化槽の廃止に向けて」の提言
8年	・愛知県 全県域汚水適正処理構想の策定
9年	・本市生活排水対策推進計画（改訂版）（一次改訂）
〃	・「単独浄化槽の廃止対策の推進」通達
〃	・浄化槽製造業者による「単独処理浄化槽廃止自主活動推進プログラム」の開始
11年	・浄化槽工業会及びその会員企業の完全単独処理浄化槽の製造廃止
12年	・浄化槽法の改正
13年	・単独処理浄化槽の原則新設廃止
15年	・愛知県 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」の策定 ・全県域汚水適正処理構想の見直し
16年	・「高浜川水系油ヶ淵 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」策定
17年	・下水道法の改正
18年	・本市生活排水対策推進計画（改訂版）（二次改訂）
23年	・「高浜川水系油ヶ淵 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」改訂
26年	・本市生活排水対策推進計画（改訂版）（延長改訂）
28年	・全県域汚水適正処理構想の見直し

これらの上位関連法、関連計画等は、市民の環境意識の高まりと行政の環境保全へ向けた取り組みへの期待が背景にあり、より一層、生活排水対策に取り組む必要が生じています。

1.7. 計画改訂の趣旨

以上のように、本市における今後の生活排水対策には、今なお多くの課題を抱えています。平成17年度に策定した計画が平成26年度で計画期間が終了し、平成28年度までの延長として改訂しました。

今年度は、「污水適正処理構想」が見直され、それらを踏まえた生活排水対策推進計画の改訂を行います。

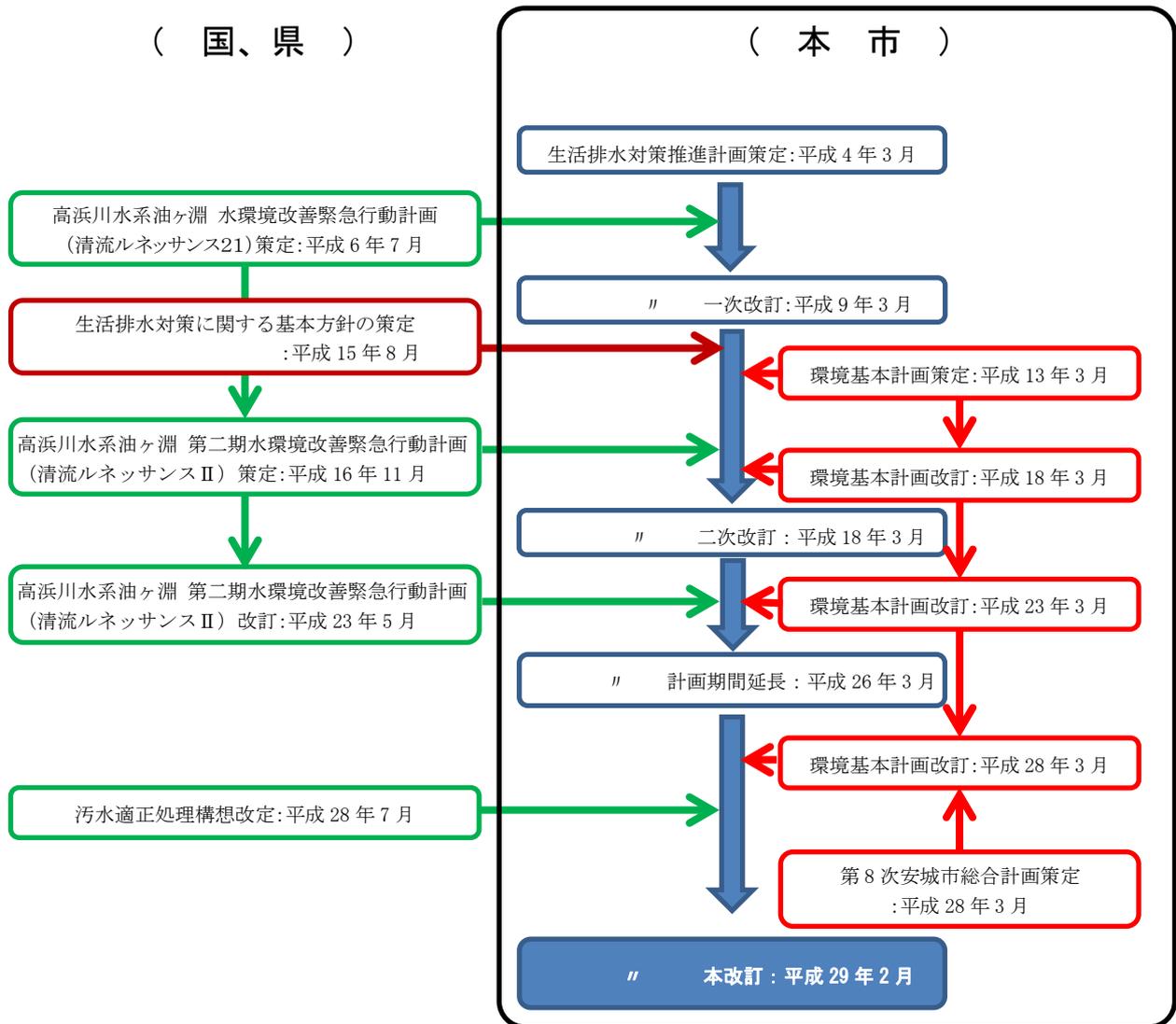


図 1.4 計画に関する関連計画等

2. 生活排水対策推進に関する基本的整理

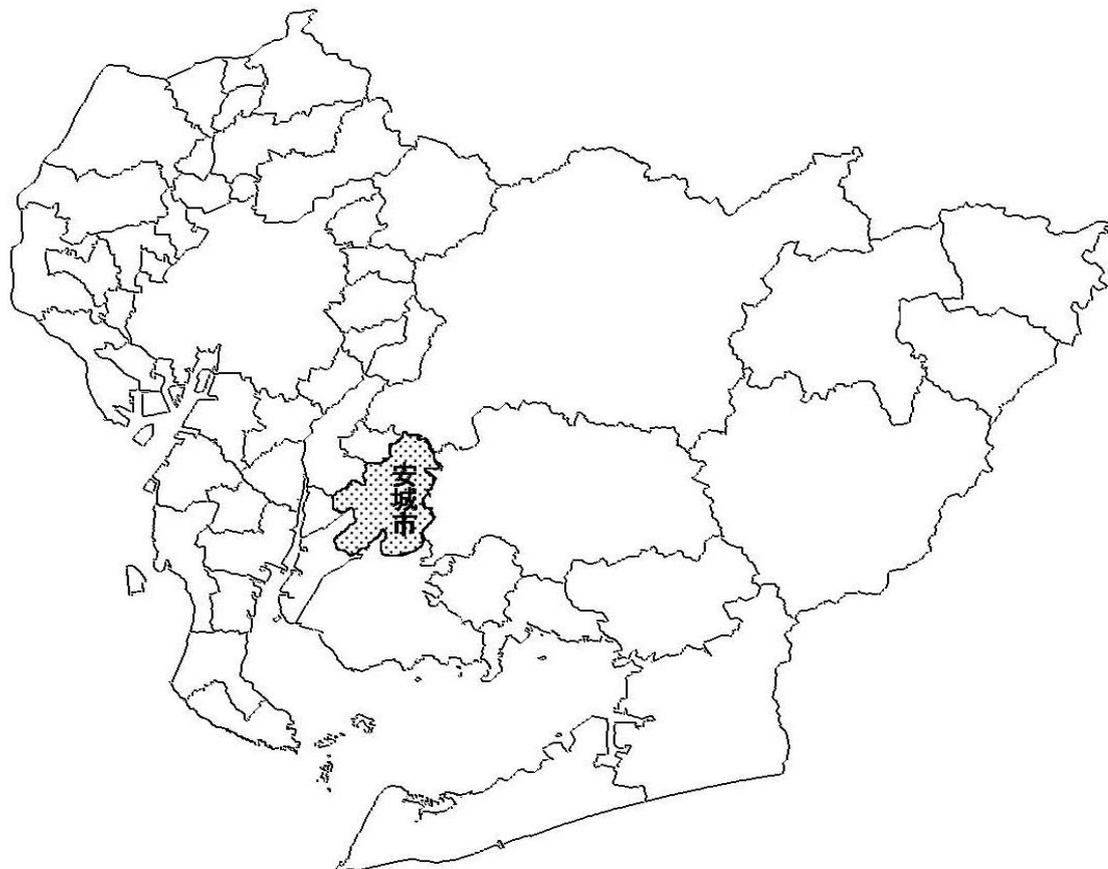
2.1. 地域の概要

(1) 自然的環境

① 地 勢

ア 位 置

本市は、三河湾の内陸部に位置し、東西 10.6km、南北 13.7km、面積 86.05km²の市域です。西は刈谷市、高浜市及び碧南市と接し、北は豊田市及び知立市に、東は岡崎市に、さらに南には西尾市に面しています（図 2.1 参照）。



出典：安城市資料

図 2.1 本市の位置

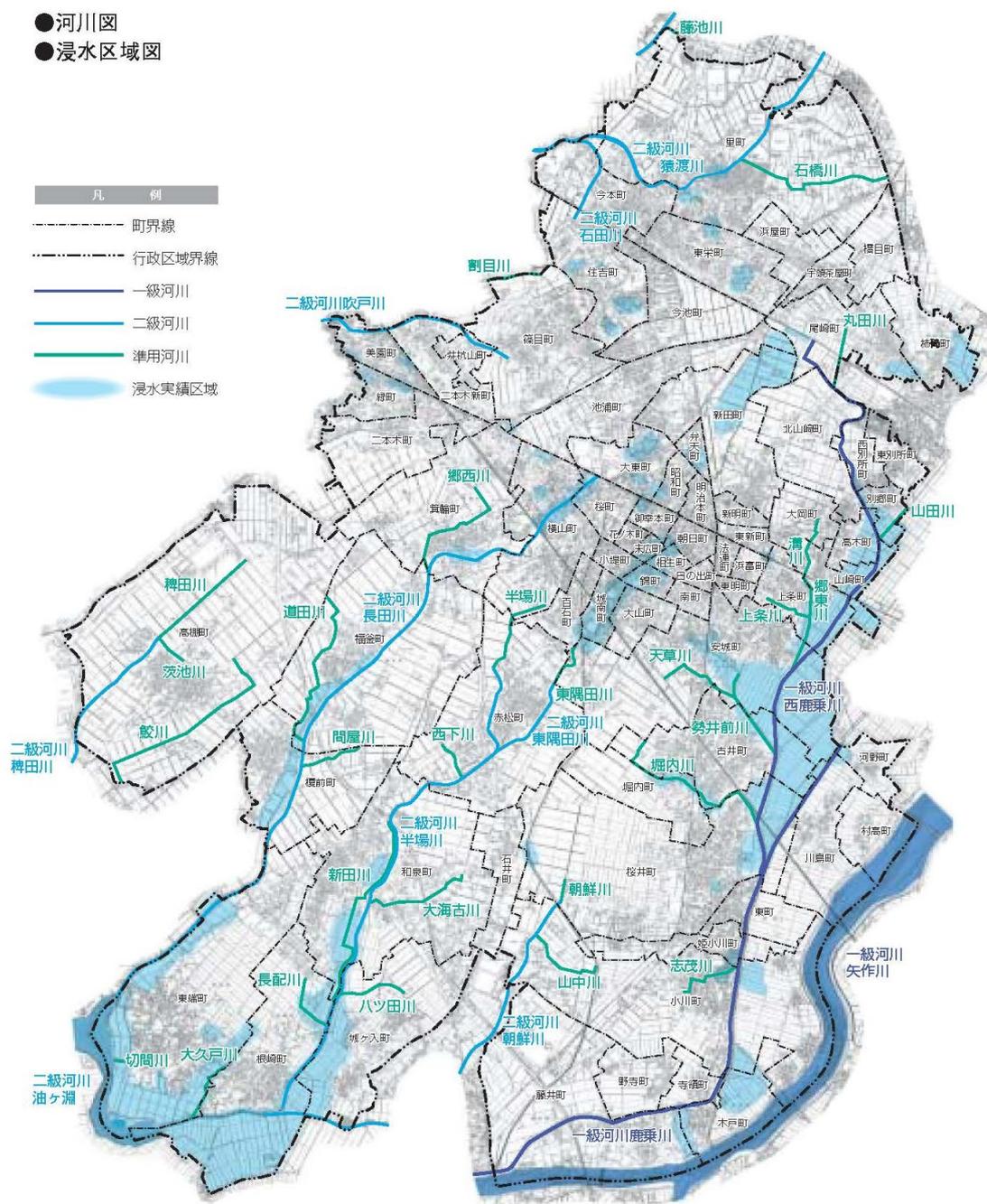
イ 地形・地質

市域は、豊田市から続く碧海台地に沿い、北東部から南西部にかけて緩やかな傾斜をなしています。主要な河川沿いが沖積低地となっており、最高標高は 27.7m、最低標高は 0.7m です。

② 河川

本市の河川は、境川・猿渡川、高浜川水系及び矢作川水系に分かれ、うち高浜川水系には、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵や高浜川を経て衣浦湾へと至ります。

矢作川水系には、矢作川、鹿乗川、西鹿乗川のほか、かんがい排水路である追田用悪水等があります。また、直接油ヶ淵に流入する長田川、半場川、朝鮮川と満潮時に高浜川を経て油ヶ淵に逆流する稗田川等があり、境川等水系には、猿渡川、石田川、吹戸川のほか、かんがい排水路である上倉用悪水等があります。



出典：安城市資料

図 2.2 本市の河川

③ 気 候

本市は、表日本式気候に属し、いわゆる梅雨、秋雨や台風の影響により夏から秋にかけて雨が多く、冬から春にかけては雨が少ない気候にあります。

本市の平成 27 年における年間平均気温は 17.1℃で、月平均気温の最高は 8 月の 28.7℃、最低は 1 月の 5.5℃でした。また年間降水量は 1,486 mm で、年降水日数は 117 日でした。

表 2.1 過去年間の気温及び降水量等

項 目		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
気温 (℃)	平均	16.0	15.7	16.3	16.5	17.1
	最高	37.6	37.9	39.1	38.9	38.5
	最低	-3.4	-3.8	-4.1	-3.1	-1.9
年間降水量 (mm)		1,550	1,242	1,304	1,255	1,486

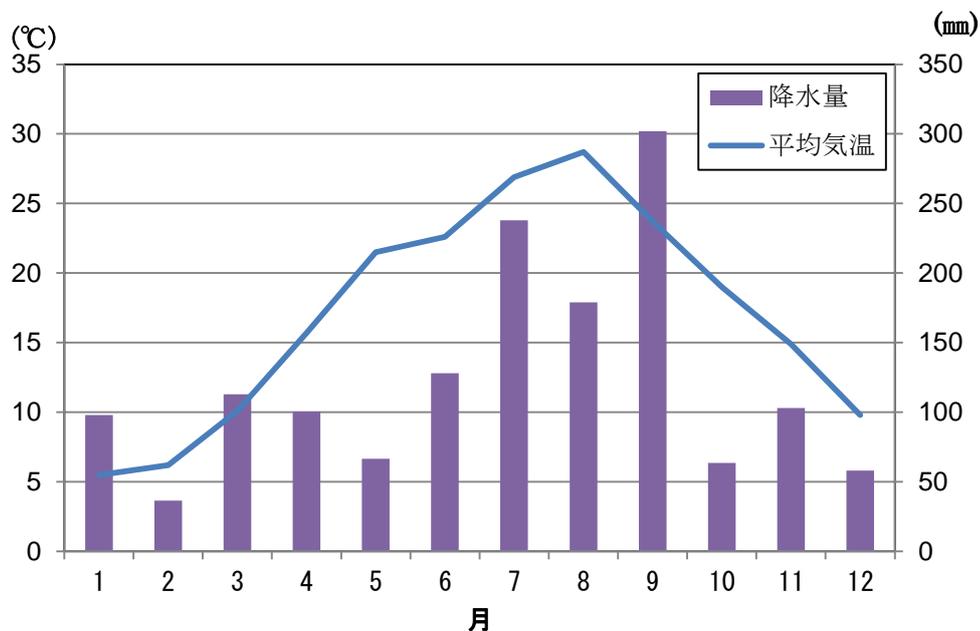
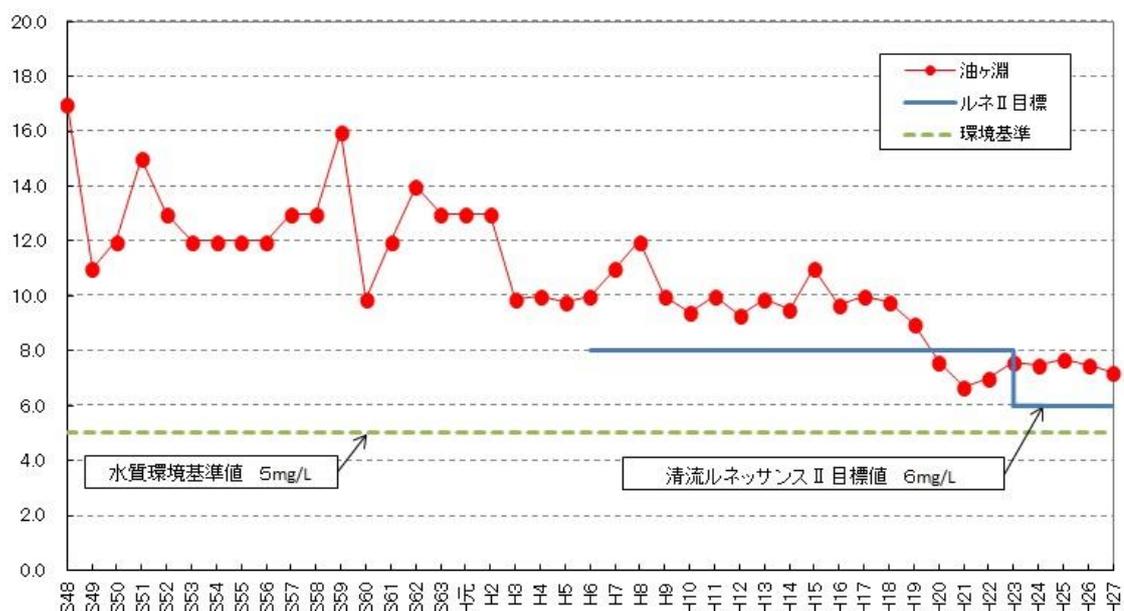


図 2.3 平成 27 年の気候の推移

④ 油ヶ淵の現状

本市南西部に位置する油ヶ淵は、愛知県唯一の天然湖沼で、周囲 6.3km、面積 0.64km²、平均水深 3.0m です。油ヶ淵は、1600 年代初めの矢作川付け替え工事までは入り江状であったものが、矢作新川（現矢作川）からの流出土砂の堆積等により油ヶ淵の出口が閉塞したことによって形成されたものです。

昭和 45 年 9 月 1 日に「水質汚濁に係る環境基準」において油ヶ淵は、「湖沼 B 類型（COD：5mg/l 以下）」に指定されましたが、昭和 40～50 年代の水質は基準値の 2 倍を超える 11～16mg/l と深刻な状況でした。近年の水質調査結果を見ると、多少改善されてはいるものの、最近はやや横ばい傾向にあり、環境基準を満足するには至っていません。



注：図中の COD 値は、75% 値である。
資料：愛知県公共用水域水質測定結果より

図 2.4 油ヶ淵における水質の推移

この原因としては、都市化の進行による生活排水の増加と併せて、油ヶ淵が閉鎖性水域であることが挙げられます。油ヶ淵の集水域では、今後も人口の増加が見込まれていることから、生活排水対策が緊急かつ重要な課題となっています。

現在も様々な水質汚濁防止対策が実施されています。また油ヶ淵を含む周辺約 140ha を、地域の憩いの場、自然とのふれあいの場、豊かで潤いのある街づくりの拠点として、平成 18 年度から「油ヶ淵水辺公園」としての整備が進んでいます。

(2) 社会的環境

本市東部の沖積低地や南部油ヶ淵のまわりは、かつて湿地や海であり、人々を寄せ付けない場所でしたが、約 2,000 年前に水稻耕作が始まると、人々は低地を耕地として使い始め、11 世紀から 15 世紀にかけては西三河きっての大きな荘園となり、吉良・一色・細川・仁木などの足利一門の武士団が成長しました。

江戸時代に入ると、台地上の原野も開墾が少しずつ進められ、明治期には明治用水が開通し、開墾が一気に進められました。

明治 24 年（1891）になると安城駅ができ、駅を中心に鉄道の南と北に町が発展します。明治 39 年（1906）には町制を施行し、この前後に町農会・農林学校・農事試験場が設置され、「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展しました。

昭和 27 年には市制を施行し、その後周辺の町村を合併し、現在の安城市となりました。また昭和 34 年頃からは、積極的に工場誘致に乗り出して工場進出が活発となり、豊田・刈谷内陸工業地帯を背景にひかえ、特に機械・電気機器・輸送機器を主体とする重工業の伸長が著しく、本市工業の主力となった。このように、工業化が進み農・工・商業の調和のとれたまちへと発展してきました。

21 世紀に入り、環境問題への意識の高まりや少子高齢化の急速な進行など社会的環境も大きく変化してきています。

平成 28 年に制定された第 8 次安城市総合計画（2016～2023）では、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」を目指し、きれいな水と豊かな自然に恵まれた本市の環境を守り、人と自然が共生する良好な環境が持続的に発展する社会を目指し、より良い環境を次の世代に引き継げる施策を推進していきます。

『市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち』

健康：生涯にわたり心身ともに健康にすごせるまち

環境：くらしの質を高める持続可能なまち

経済：地域の魅力、潤いと活力あふれるまち

きずな：人々が優しくつながり、支え合う安全安心なまち

こども：子どもたちを社会で豊かに育むまち

① 人 口

人口は、近年増加傾向にあり、平成 27 年 10 月 1 日現在で 185,615 人となっており、ここ 5 年間で 3,875 人増加（年平均で約 775 人、約 0.4%増加）しています。

また、世帯数についても増加傾向にあり、平成 27 年 10 月 1 日現在で 72,105 世帯（平均世帯構成人員 2.57 人）となっており、ここ 5 年間の推移を見ると、平均世帯構成人員の減少が進んでおり、核家族化が進行していることがうかがえます。

表 2.2 人口及び世帯数の推移

項目 年	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)	世帯数	一世帯あたりの人口 (人/世帯)
	総 数	男	女			
平成 23 年	181,740	93,003	88,737	2113.0	68,556	2.65
平成 24 年	182,371	93,398	88,973	2120.3	69,153	2.63
平成 25 年	183,552	94,069	89,483	2134.1	70,098	2.62
平成 26 年	184,780	94,710	90,070	2148.4	71,238	2.59
平成 27 年	185,615	95,090	90,525	2157.1	72,105	2.57

資料：安城の統計

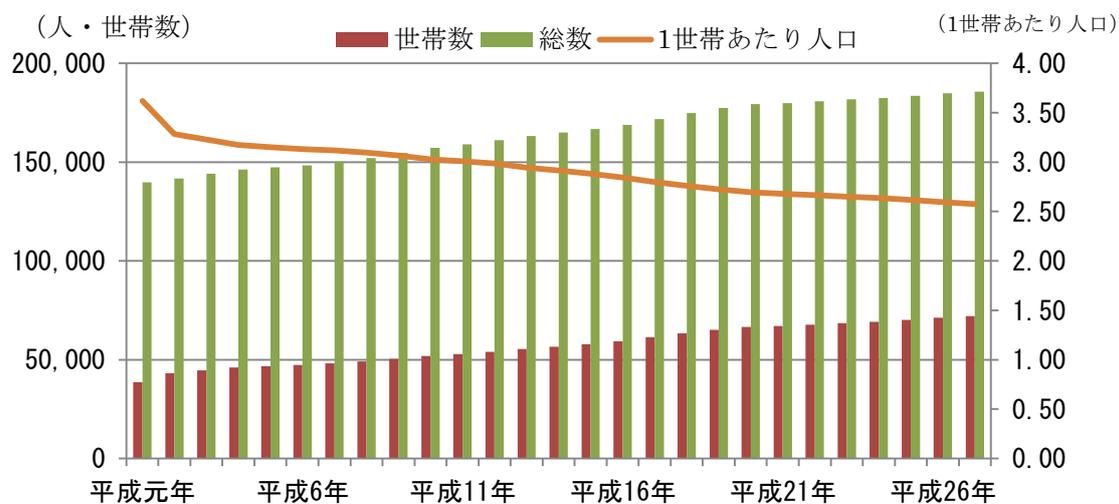


図 2.5 人口及び世帯数の推移

② 産 業

産業分類別就業者数を平成 2 年から平成 22 年にかけてみると、第 1 次産業就業者数は都市化や就業者の高齢化、後継者不足、農業の集約化などにより減少傾向にあります。

第 2 次産業就業者数は、市内企業の発展や経済の動向に伴い平成 2 年まで増加していましたが、平成 7 年以降は減少に転じています。一方、第 3 次産業就業者数は、消費動向の多様化に伴う商業、サービス業の発展により着実に増加しています。これにより平成 17 年以降は、第 2 次産業と第 3 次産業の構成比は逆転し、産業構造の変化傾向が現れています。産業分類別就業者数の推移を図 2.6 に示します。

表 2.3 産業別就業者数の推移

項 目	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第 1 次産業	3,934	5.10	3,766	4.56	3,296	3.85	2,946	3.24	2,397	2.61
第 2 次産業	41,051	53.25	40,815	49.46	40,107	46.89	40,080	44.07	37,657	40.95
第 3 次産業	32,049	41.57	37,790	45.79	41,879	48.96	46,609	51.25	45,532	49.51
分類不能の産業	64	0.08	155	0.19	248	0.30	1,310	1.44	6,380	6.93

資料: 安城の統計

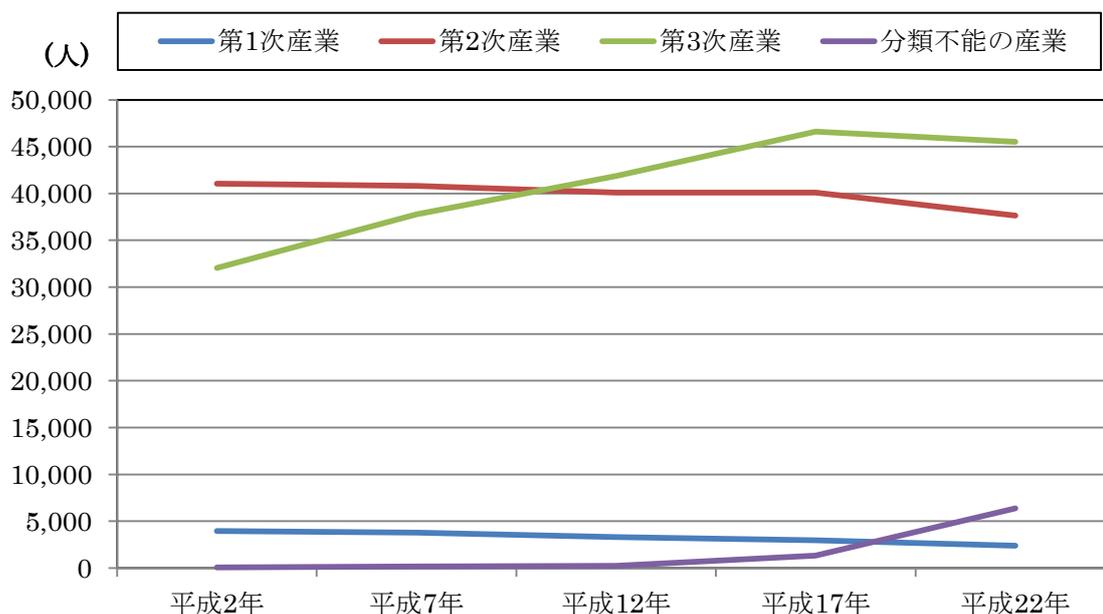


図 2.6 産業別就業者数の推移

ア 農 業

平成 22 年度における総農家数は 2,338 戸で、うち専業農家は 232 戸 (9.9%)、第一種兼業農家は 233 戸 (10.0%)、第 2 種兼業農家は 971 戸 (41.5%) となっています。

また、耕地面積は 2,564ha で、そのうち田が 2,255ha (87.9%)、畑が 197ha (7.7%)、樹園地が 112ha (4.4%) となっています。耕地面積の推移を見ると、都市化の影響と水田利用再編対策などにより、田畑は年々減少しており、これが経営耕地全体の面積の減少に結びついています。

表 2.4 経営耕地面積の推移

年 次	総 数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
平成 2 年	3,536	3,032	324	180
平成 7 年	3,283	2,834	277	172
平成 12 年	3,127	2,681	282	164
平成 17 年	2,623	2,272	216	134
平成 22 年	2,564	2,255	197	112

資料：安城の統計

イ 工 業

本市の工業は、市の発展を支える主要基盤であり、従業員数は約 40,188 人 (平成 25 年) です。製造出荷額等は、産業構造の変化により増減等の変動が見られます。非鉄金属、電気機械、輸送機械には増加が見られます。

表 2.5 産業分類別製造品出荷額の推移

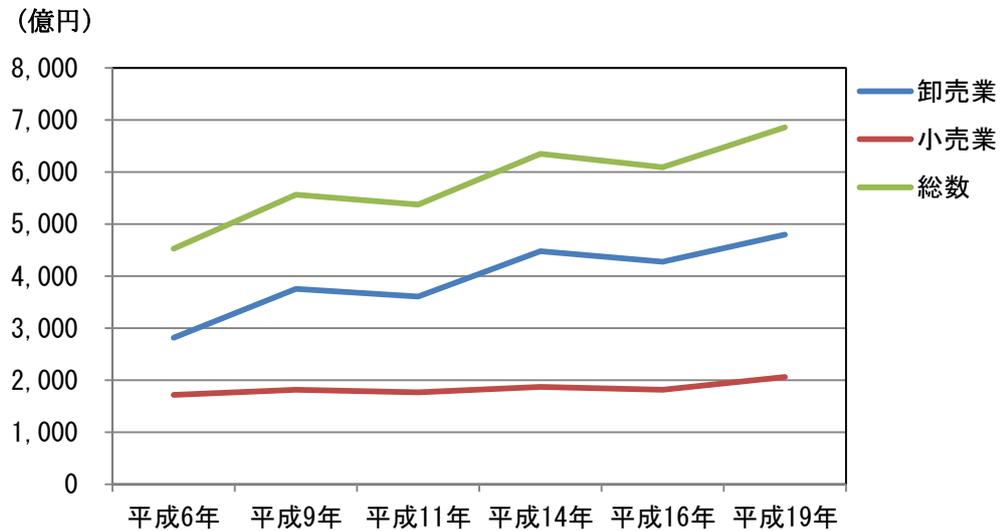
項 目	平成23年			平成24年			平成25年		
	事業 所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)	事業 所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)	事業 所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)
総数	541	39,201	151,361,341	509	40,180	167,093,305	500	40,188	182,393,391
食料品	33	3,221	11,691,771	38	3,518	10,654,182	36	3,351	10,351,445
飲料・たばこ・飼料	4	69	183,353	5	111	242,683	5	98	232,419
繊維	21	510	964,142	13	420	808,593	13	452	835,642
木材・木製品	3	37	51,488	1	11	X	1	12	X
家具・装備品	16	275	549,577	12	250	754,296	11	253	805,965
パルプ・紙	17	492	1,021,259	18	672	2,657,913	18	657	2,359,386
印刷	7	177	642,732	7	176	645,694	7	174	613,617
化学	5	83	239,232	5	90	271,722	5	95	265,002
石油・石炭	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック	59	3,086	14,995,880	56	2,682	6,437,410	53	2,597	5,975,109
ゴム製品	7	228	250,174	9	253	288,625	8	217	234,787
皮革製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石	16	172	347,451	17	322	813,433	17	315	555,64
鉄鋼	8	278	3,629,088	12	313	4,312,613	12	319	3,855,366
非鉄金属	6	145	237,476	6	325	619,933	6	330	631,626
金属製品	66	1,138	2,344,881	53	948	1,402,837	56	1,006	1,579,669
はん用機械	20	1,463	5,554,393	14	1,379	5,439,824	12	1,363	5,551,592
生産用機械	101	1,545	3,084,084	96	1,465	3,488,575	94	1,578	3,604,519
業務用機械	4	106	802,626	3	25	77,166	4	99	X
電子部品・デバイス・電子回路	2	25	X	2	35	X	1	18	X
電気機械	26	5,312	24,497,210	18	5,230	29,188,752	18	5,736	33,257,091
情報通信機械	1	61	X	1	54	X	1	57	X
輸送用機械	104	20,617	79,706,503	111	21,777	98,720,785	111	21,340	110,693,803
その他	15	161	137,134	12	124	136,031	11	121	129,553

※「X」：公表すると報告者の秘密が漏れるおそれがある箇所は秘匿
集計は、従業者数4人以上の事業所の集計（各年12月31日現在の値）

資料：安城の統計

ウ 商業

卸売業は、西三河地区の中核的存在であり、小売業の伸び悩みとは異なり、変動はみられるものの、順調に増加傾向を示しています。



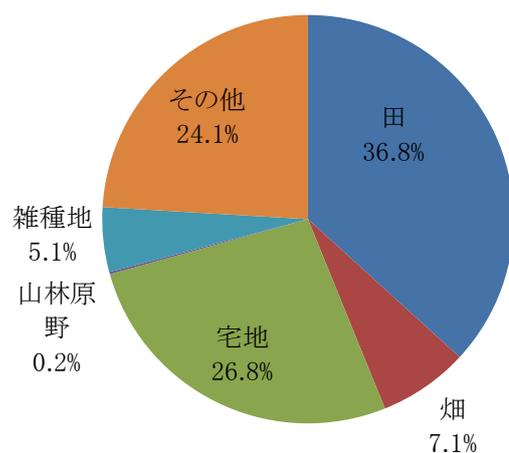
資料:安城の統計

図 2.7 年間商品販売額の推移

③ 土地利用

ア 地目別土地利用面積

本市の市街地郊外には田園風景が広がっており、田畑の土地利用面積は平成27年で37.77km²と市域の約44%を占めています。しかし、年々宅地化が進行しており、農地は減少しつつあります。



資料:安城の統計

図 2.8 土地の利用の現況

イ 用途地域

用途地域の指定状況は、表 2.6 及び図 2.9 に示すとおり、平成 24 年の告示で市街化区域が約 21.54km²、うち住居系が約 12.35 km²、商業系が約 2.32 km²、工業系が約 6.87 km²となっています。位置的には J R と名鉄の線路沿いと輸送用機器関係の大規模工場利用地を市街化区域に指定し、その他の郊外地域は、集落部分を除いて農業振興地域に指定しています。

表 2.6 用途地域の指定状況

区 分	面積 (km ²)	構成比 (%)
市街化区域	21.54	25.0
住宅系	12.35	14.4
第一種低層住宅専用地域	1.19	1.4
第一種中高層住宅専用地域	4.16	4.8
第二種中高層住宅専用地域	0.29	0.3
第一種住宅地域	5.63	6.5
準住宅地域	1.08	1.3
商業系	2.32	2.7
近隣商業地域	1.13	1.3
商業地域	1.19	1.4
工業地域	6.87	8.0
準工業地域	1.07	1.2
工業地域	3.64	4.2
工業専用地域	2.16	2.5
市街化調整区域	64.51	75.0
合計	86.05	100.0

資料：安城の統計

④ 水利用

ア 上水道

上水は、自己水源である市の北部と南部における取水井からの地下水と矢作川上流から供給される県営水道から賄われています。

表 2.7 上水道の推移

区分 年度	給水人口 (人)	普及率 (%)	1日平均 配水量(m ³)
平成22年度	181,106	99.89	56,751
平成23年度	182,055	99.90	56,143
平成24年度	182,752	99.91	56,564
平成25年度	183,885	99.90	56,214
平成26年度	185,047	99.93	55,846

資料：安城の統計

イ 工業用水

平成25年における工業用水の使用総数は、一日あたり123,305 m³です。約73%が回収水等で賄われていますが、井戸水の使用が全体の約15%を占めています。

表 2.8 1日あたりの水源別用水量

年次	事業 所数	水源別1日あたり使用料(m ³)						
		総数	工業用水道	上水道	井戸水	その他の 淡水	回収水	海水
平成20年度	128	275,146	10,211	3,738	22,057	-	239,140	-
平成21年度	125	238,277	9,061	3,435	18,747	-	207,034	-
平成22年度	127	129,351	10,511	3,543	19,842	-	95,455	-
平成24年度	141	124,933	10,897	3,864	19,749	-	90,423	-
平成25年度	138	123,305	10,711	3,678	18,310	-	90,606	-

注：従業者30人以上の事業者の集計

資料：安城の統計

ウ 農業用水

本市で最も重要な農業用水である明治用水は、明治13年に完成し、平成28年4月1日現在で総延長は393.6km、受益地は5,554.0haとなっています。国営矢作川総合農業水利事業により昭和48年から各地のほ場整備事業と関連させ、末端水田まで管路化され、上部は自転車道、緑道として利用されています。

エ 漁業

漁業に関する水利用としては、内水面共同漁業権が設定されている油ヶ淵のみが挙げられます。

3. 関連計画等

3.1. 第8次安城市総合計画

(平成28年3月)

第8次安城市総合計画は、自治体経営の最上位に位置づけられる計画であり、健康や福祉、都市計画、教育、産業など、行政が携わる全分野の主要な施策の中長期的な方針を示すものです。なお本計画の期間は、平成28年度から平成35年度までの8年間です。

計画では、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の形成をまちづくりの基本理念と位置づけます。

”豊かさ”とともに”幸せ”を感じるために重要視されている事柄の中から、「健康：Kenko」、「環境：Kankyo」、「経済：Keizai」、「きずな：Kizuna」、「こども：Kodomo」を実感できる構成要素として設定します。

また5つの要素のうち「健康」を軸に据え、「健幸」のまちづくりを推進していきますが、すべての施策分野に「健康」の視点を取り入れるとともに、「環境」への取組を継続し、活力ある「経済」を生かし、伝統的な地域の「きずな」を継承し、社会全体で「こども」を育むまちづくりを進めることにより、「健幸都市」の実現を目指します。

～分野別計画～

① 健康

高齢化社会の進行により、身体の不具合を抱える人や要介護者が増加し、また、複雑化する社会の中で心の病を抱える人も存在します。健康と幸福感には深い相関関係がみられ、特にこれからの長寿社会において、多くの市民が自由で自立した人生を歩むために、健康寿命延伸の視点が必要です。

② 環境

「環境首都・安城」では、地球的な視点に立ち、自然環境のみならず、生活環境、都市環境など身近な暮らしを取り巻く環境への取組を市民とともに進めてきました。省エネなどの技術開発が進む中、都市と田園が共生する本市にふさわしい一歩進んだ環境首都の成熟した展開が必要です。

③ 経済

歴史ある農業の誇り、農産物の恵みとともに、自動車産業を中心とした製造業の牽引により築いてきた豊かな経済は紛れもない本市の強みです。健全な労働で得られる潤いある暮らしは人々の幸福感につながり、多様な産業の創出に加え、歴史文化など地域の魅力を生かす必要があります。

④ きずな

人と人がつながるきずなや地域コミュニティの活性化は、持続可能な社会福祉の根幹であるとともに、非常時を乗り切る力になることが東日本大震災で証明されました。本市にみられる三世代のきずな、地域や市民活動を通じた優しいつながりを大切に後世につないでいくことが必要です。

⑤ こども

子どもは次世代の担い手であり、人々の笑顔を生む不思議な力があります。健やかな成長には、子ども自身が生きる力を育むこと、家庭だけではなく社会全体で子どもを育てる視点が欠かせません。子どもの様子は健全な社会のバロメーターであり、その成長を温かいまなざしで支えていく必要があります。

3.2. 安城市環境基本計画

(平成 28 年 3 月)

環境基本計画は、平成 13 年 3 月に計画期間 20 年（最終目標年次・平成 32 年次）の長期計画として策定され、5 年ごとに改訂しており、最終目標年次に向けた最終改訂（第 3 次改訂）されたものです。

また計画は、第 8 次安城市総合計画の目指す都市像「幸せつながる健幸（けんこう）都市安城」の実現のため、同計画の環境分野の施策が目指すまちの将来像を基本理念とし、本計画の目指すまちの将来像を「環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち」としています。

なお、それを実現するための柱として 4 つの基本目標が設定されており、そのうちの基本目標 2 では、『暮らしと自然を守るまちをつくる』を掲げ、生活排水対策では以下の施策を行います。

表 3.1 施策の展開（水辺の環境保全）

施策名	施策内容
生活排水の改善	合併処理浄化槽の設置や下水道への接続などにより、水質汚濁の主な原因となる生活排水対策を進めるとともに、水質保全への理解を進め、水質の監視に努めます。
水辺への関心の向上	水辺の生物とのふれあいや河川の美化活動などにより、水辺環境への関心を高めます。
	県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵に親しむ機会をつくり、油ヶ淵の水質浄化や環境に対する関心を高めます。

表 3.2 成果指標と目標値（水辺の環境保全）

指 標 名	現 状 値 (平成 26 年度)	目 標 値 (平成 32 年度)
各河川における水質(BOD 値)及び油ヶ淵の水質(COD 値)の環境基準達成箇所数	20 箇所	21 箇所
指 標 の 見 方		
水質に対する環境基準を満たしている地点の箇所数を示します。観測地点は全 21 箇所です。		

3.3. 愛知地域公害防止計画

(平成 24 年 3 月)

愛知地域においては、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い、自動車等の輸送機械や鉄鋼、電気機械を中心とした大規模工場等の立地、拡張が進み、産業活動が活発化した一方で、大気汚染や水質汚濁等の公害が広域化、深刻化してきました。こうした状況の中で、名古屋等地域においては昭和 47 年度から平成 2 年度までの 19 年間、衣浦・西三河地域においては昭和 49 年度から平成 2 年度までの 17 年間、東三河地域においては昭和 51 年度から平成 2 年度までの 15 年間にわたり各地域ごとに公害防止計画が策定されてきました。

また、平成 3 年度にはこれら 3 地域を一本化して愛知地域公害防止計画が策定され、その後 5 年ごとに計画が策定されてきました。

① 計画策定の主旨

愛知地域に係る公害防止計画は、旧計画の効果を評価、検討した上で策定するものとし、施策間の優先度、緩急度を勘案しつつ、国の施策と有機的な連携を保ちながら、持続可能な社会を目指し、各種の公害の防止に関する施策を総合的、計画的に実施すること等により、環境への負担をできる限り低減させ、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定するものである。

② 公害防止計画を策定する地域

本市を含む名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、小牧市、東海市の区域とする。

③ 計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間

④ 計画の目標

水質については、水質汚濁に係る環境基準の達成を目標としている。

⑤ 計画の主要課題

- ・都市内河川の水質汚濁対策
- ・油ヶ淵の水質汚濁対策
- ・伊勢湾（三河湾を含む）の水質汚濁対策

⑥ 環境保全計画との連携

本計画は他の環境保全に関する諸法定計画等との整合が図られるよう配慮するものとする。

特に、当地域を含む地域を対象とする「化学的酸素要求量、全窒素及び全リンに関する総量削減計画」、「生活排水対策に関する基本方針」「流域別下水道整備総合計画」などについて、その的確かつ円滑な実施が図られるよう配慮する。

3.4. 油ヶ淵地域河川環境管理基本計画

(平成6年6月；愛知県)

宅地化の進展及び産業の発展に伴い水質の汚濁が進む油ヶ淵地域において、河川環境に関する住民の関心が高まっているという地域の社会的背景に鑑み、愛知県が策定したものです。その策定の目的として、「油ヶ淵地域の特性を活かした河川環境の適正な保全と創出を図り、治水・利水・環境機能とが調和した安全で潤いある河川を後世へ継承するため」としています。

① 基本理念

陽光かがやく油ヶ淵 ～碧海の風土・文化と四季を感じる水風景を求めて～

ア 油ヶ淵を地域のシンボルとして

イ 碧海の風土・文化にふれあう場として

ウ 住民に潤いと安らぎを与える生活・生産の場として

② 計画を定めるブロック

高浜川水系及び蜷川水系の計画を定める区域の河川空間を地域及び河川の特徴に応じてブロック区分し、ブロック毎に管理方針を定めている。

③ ブロック別管理方針

ア 油ヶ淵ブロック ～テーマ：美しい水風景とふれあい空間づくり～

- ・ 水生生物や水鳥・魚などの生態環境の保全・創出
- ・ 開放感があるのどかな水風景の保全

イ 田園ブロック ～テーマ：生活と文化と自然が調和した水辺空間づくり～

- ・ 遊水池などを活用したビオトープとしての機能の復元
- ・ 緩勾配護岸や遊水池等を利用した、地域住民が気軽に水とふれあえる水辺空間の創出

ウ 都市ブロック ～テーマ：都市の中の水と緑のオアシスづくり～

●共通方針

- ・ 良好な河川景観の創出
- ・ 身近な動植物の生態環境の保全、創出

●安城地区

堤防法面の緑化及び管理用道路のコミュニティー道路化を図り、身近で快適な生活空間として活用

●碧南・高浜地区

三州瓦を生かした河川景観の演出を図るとともに沿川の公園、神社等を結ぶ緑道の整備を図り、都市の中の水辺を活かした公園的な空間として活用

●蜷川地区

権現崎灯台や伏見屋樋門周辺の環境整備並びに海を意識した河川景観の演出を図り干拓の歴史を感じる散策路等として活用

3.5. 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）

（平成 23 年 5 月；油ヶ淵水質浄化促進協議会）

油ヶ淵は県内唯一の天然汽水湖ですが、汚濁負荷の流入等により、環境基準を大幅に越える水質汚濁が続いています。この対策として、県と流域四市（安城市、碧南市、西尾市、高浜市）で構成する油ヶ淵水質浄化促進協議会は、平成 6 年以降、油ヶ淵水環境改善緊急行動計画「清流ルネッサンス 21」（平成 12 年を目標年度として目標水質 COD（75%値）8mg/ℓ以下）に取り組んできましたが、改善目標を達成するには至っていません。

このため、協議会は、「清流ルネッサンス 21」に残された課題を総括し、平成 16 年 11 月に新たに「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、平成 23 年度に改訂をし、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」は、平成 32 年度を目標にして、県及び地元市と河川管理者・下水道管理者及び関係機関が一体となって総合的な対策を進めております。

① 目標年度

平成 32 年度

② 目標水質等

油ヶ淵の環境基準値は、COD（75%値）で 5mg/ℓであるが、暫定的な目標水質として目標年次までに COD（75%値）6mg/ℓ以下に改善することを目標としている。

また、年間を通して DO 3mg/ℓ以上、透視度 30cm 以上・透明度 1m 以上を改善目標としている。

③ 目標水質を達成するための施策の内容

表 3.3 各対策による削減負荷量のとりまとめ

施策	対策内容		削減負荷量（トン/年）		
			COD	全窒素	全リン
河川事業	浚渫・覆砂	上池において溶出抑制、DO改善、生物生息環境の再生	3.2	1.5	0.3
	植生浄化	多自然化（植生）による浄化	5.2	5.0	0.5
	浚渫	高浜川において溶出抑制、DO改善生物生息環境の再生	0.07	0.0	0.08
下水道事業	生活排水対策	流域下水道及び流域関連公共下水道の整備、下水道への接続を推進、農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び高度処理型浄化槽の設置	100	26	4
その他施策	市街地対策	雨水貯留槽の設置、不用浄化槽の雨水貯留槽への転換、貯留浸透施設の整備の推進	0.17	0.05	0.00

※削減負荷量を定量的に算定できるものを対象としています。

3.6. 安城市汚水適正処理構想

(平成 28 年 7 月 : 安城市)

平成 8 年度に、下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった汚水処理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の汚水処理施設整備の方針となる「汚水適正処理構想」を策定しました。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成 15 年度、平成 23 年度に見直しを行い、平成 28 年度に見直しを行いました。

なお本市においては、昭和 49 年より矢作川処理区、平成 2 年より境川処理区、平成 5 年より衣浦東部処理区を流域関連公共下水道として事業着手し、平成 5 年に矢作川処理区の一部が供用開始され、毎年整備を進め下水道の使える区域の拡大を図っております。

① 整備目標

今後も継続して流域関連公共下水道事業として整備を進めます。この構想の中では、将来における各処理施設別の処理人口の構成比等を以下の表 3.4 のとおり定めています。

表 3.4 下水道等整備状況の推移予測

区 分	現況基準年度			中間目標年度			最終像			
	平成 25 年度末			平成 37 年度末						
	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)	
汚水 処理 施設 整備	流域関連公共下水道	1,903.5	128,481	69.8	2,259.1	150,092	78.6	2,801.6	162,020	84.8
	流域関連特定環境保全 公共下水道	304.5	10,997	6.0	403.0	13,551	7.1	428.7	15,357	8.0
	公共下水道 計	2,208.0	139,478	75.8	2,662.1	163,643	85.7	3,230.3	177,377	92.9
	農業集落排水事業	45.1	1,882	1.0	45.1	1,870	1.0	45.1	1,870	1.0
	合併処理浄化槽		11,190	6.1		15,963	8.3		11,753	6.1
小計		152,550	82.9		181,476	95.0		191,000	100.0	
未整備(単独浄化槽、くみ取り等)		31,524	17.1		9,524	5.0		0	0.0	
合計(行政人口)		184,074	100.0		191,000	100.0		191,000	100.0	

汚水適正処理構想では、アクションプラン(10年程度での汚水処理施設概成)の策定と長期的(20~30年)な整備・運営管理内容を策定しました。

<アクションプランの概要>

コスト縮減策を積極的に導入し、下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を現行ペースより高め、平成 37 年度末に汚水処理人口普及率 95%を目指します。平成 37 年度までに下水道整備を行う区域は、既事業計画区域内の未整備区域と現在事業計画区域変更手続中の区域の合計 392ha の整備を行う。合併処理浄化槽の普及促進は年間目標 290 基(現在 250 基程度)の普及促進を図ります。

<長期的(20~30年)な整備・運営管理の概要>

最終は、汚水処理人口普及率 100%を目指し、平成 38 年以降に農業集落排水施設の公共下水道への接続を検討することと、下水道事業の企業会計への移行を進め、効率的な運営管理と財政状況の把握に努めます。

3.7. 全県域汚水適正処理構想

(平成 28 年 7 月 : 愛知県)

平成 8 年度に、県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった汚水処理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の汚水処理施設整備の方針となる「全県域汚水適正処理構想」を策定しました。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成 15 年度、平成 23 年度に見直しを行い、また新た（平成 28 年度）に見直しを行いました。

① 整備目標

この構想の中では、市町村の計画を基に県内全域について将来における各処理施設別の処理人口の構成比及び市町村数を以下の表 3.5 のとおり定めています。

表 3.5 下水道等整備状況の推移予測

項目	整備構想					
	平成 26 年度末		平成 37 年度末		最終像	
	人口普及率 (%)	供用市町村数	人口普及率 (%)	供用市町村数	人口普及率 (%)	供用市町村数
下水道	75.6	49	84.6	—	92.6	51
農業・漁業集落排水	2.2	28	2.0	—	2.0	25
コミュニティ・プラント	0.1	9	0.1	—	0.1	8
合併処理浄化槽等	10.5	54	8.2	—	5.2	52
合計	88.4	54	95.0	—	100.0	—
汚水未処理	11.6	—	5.0	—	0.0	—

② 汚水処理施設の早期概成及び効率的な運営管理を実現するための取り組み

アクションプランに基づく汚水処理施設の早期概成及び、長期を見据えた効率的な改築更新及び運営管理を実現するため、市町村においては以下の取り組みを推進します。

【推進する取り組み】

- 下水道整備において、小型マンホールの採用等の低コスト技術を採用し、整備の進捗を図る。
- 未整備地域の処理区域界を適宜見直し、汚水処理施設の早期整備を推進する。
- 合併処理浄化槽の普及啓発活動の実施や補助枠の新設・拡充を検討・実施し、合併処理浄化槽設置の推進を図る。
- 老朽化が進行している汚水処理施設の統廃合を検討・実施し、維持管理費及び改築更新費の低減を図る。

3.8. 県民の生活環境の保全等に関する条例

(平成 15 年：愛知県)

県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」が平成 15 年 10 月に施行され、同条例第 83 条第 2 項の規定に基づき、「生活排水対策に関する基本方針」が策定されました。

以下に、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の生活排水対策に関わる部分を抜粋したものと、「生活排水対策に関する基本方針」の概要を示します。

＜県民の生活環境の保全等に関する条例（第三章 第三節 生活排水対策 抜粋）＞

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第三節 生活排水対策

(生活排水対策に関する施策の実施等)

第八十三条 県は、生活排水対策（生活排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。）に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。

3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項

三 その他生活排水対策に関し必要な事項

4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(生活排水を排出する者の責務等)

第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(生活排水の適正な処理)

第八十五条 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（同号イに該当するものに限る。）が整備されている区域及び同法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設（農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。）に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

(市町村に対する支援)

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他の支援を行うよう努めるものとする。

《「生活排水対策に関する基本方針」の概要》

1 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

生活排水対策についての啓発を行うに当たっては、県民及び事業者が各々の役割を果たすため、多様な啓発事業により意識の高揚及び効果的な実践活動を促進する。

- (1) 県民運動の推進
- (2) 県民に対する啓発
- (3) 事業者に対する啓発
- (4) 生活排水対策関係法令の周知

2 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項

生活排水対策は、上流・中流・下流域の市町村が連携して施策を行うことが重要である。このため、県は市町村が実施する生活排水対策のための施策の総合調整を行う。

また、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するために、生活排水対策の実施を推進することが特に必要である地域について、水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」の指定を行う。

- (1) 生活排水処理施設の整備の促進
- (2) 市町村における生活排水処理施設整備に関する協力・支援
- (3) 生活排水対策重点地域を有する市町村間における調整及び協力・支援
- (4) 市町村に対する技術的支援及びその他の支援

3 その他生活排水対策に関し必要な事項

- (1) 生活排水対策関係団体との連携
- (2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供
- (3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発

4. 水質の現況および動向

4.1. 環境基準の達成状況

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する項目（健康項目）について設定されています。このうち生活環境項目（BOD等）は、利用目的により水域毎に河川ではA AからEまでの6段階の類型に区分されており、pH・BOD・DO・SS及び大腸菌群数の5項目について、それぞれ類型毎に基準値が定められています。

（1）水質に係る環境基準の類型指定状況

本市内の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の推移類型の指定状況を表 4.1 及び図 4.1 に示す。

表 4.1 各水域の該当類型と主な環境基準

水 域	該当類型	主 な 基 準 値				
		p H	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
矢作川下流 (明治用水頭首口より下流)	B類型河川	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000以下
長田川(全域)	C類型河川	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
半場川(全域)	C類型河川	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
朝鮮川(全域)	C類型河川	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
稗田川(全域)	C類型河川	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
猿渡川(全域)	D類型河川	6.0以上 8.5以下	8以下	100 以下	2以上	—
鹿乗川(全域)	C類型河川	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
油ヶ淵(全域)	B類型湖沼	6.5以上 8.5以下	5以下 (COD)	15以下	5以上	—

（2）平成27年度における環境基準の達成状況

矢作川下流においては、大腸菌群数が適合しない月があったものの、その他の項目については基準を満足するものでした。

またその他の河川については表 4.2 に示すとおり、大半の地点では環境基準を満足するものでしたが、長田川の榎前橋地点ではBODで、油ヶ淵においてはCODが環境基準を上回っています。

表 4.2 各水域の水質値

類型	項目 調査地点	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	COD (mg/l)	
C	長田川	1 毛賀知橋	7.4	7.6	2.4	8	6.7
		2 記念橋	7.4	10	1.6	4	4.6
		3 榎前橋	7.3	9.8	6.0	14	6.6
		4 長田橋	7.3	9.4	2.9	12	5.7
C	半場川	5 隅田橋	7.2	10	3.0	11	5.4
		6 和泉橋	7.2	9.8	3.4	16	5.6
		7 内浜橋	7.1	7.6	1.8	11	4.8
C	朝鮮川	8 山田橋	7.1	8.5	3.5	25	5.6
C	稗田川	10 高棚橋	7.2	10	4.4	23	6.8
D	猿渡川	11 宮橋	7.2	8.9	2.1	9	4.1
		13 二百目橋	7.2	10	2.4	11	4.8
C	鹿乗川	19 東鹿乗橋	7.3	8.4	3.0	21	5.8
		21 居林橋	7.1	7.3	3.8	19	5.0
B	油ヶ淵	27 見合橋	7.3	10	3.4	15	6.1

注) BOD、CODについては75%値、その他は平均値。

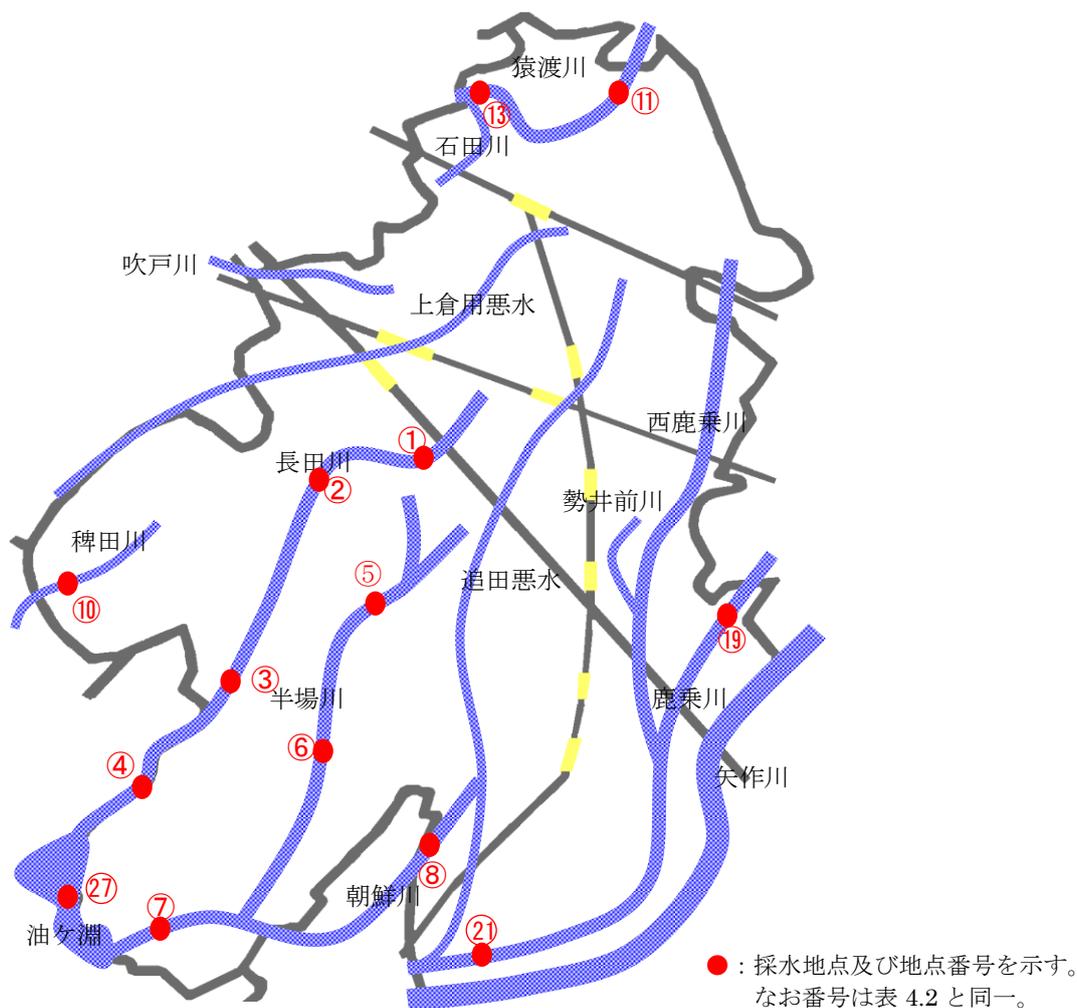


図 4.1 環境基準の水域類型の指定河川及び採水地点

4.2. 市内河川等の水質状況

市内を流れる主な河川（矢作川を除く類型指定河川）の平成18年度から平成27年度における水質の推移状況について下図に示します。

(1) BOD（生物化学的酸素要求量）

河川の汚濁指標であるBODについては、榎前橋、高棚橋を除く地点において、概ね減少傾向にあります。また榎前橋においては環境基準を上回ったものの、その他の地点においては、環境基準以下で推移しています。

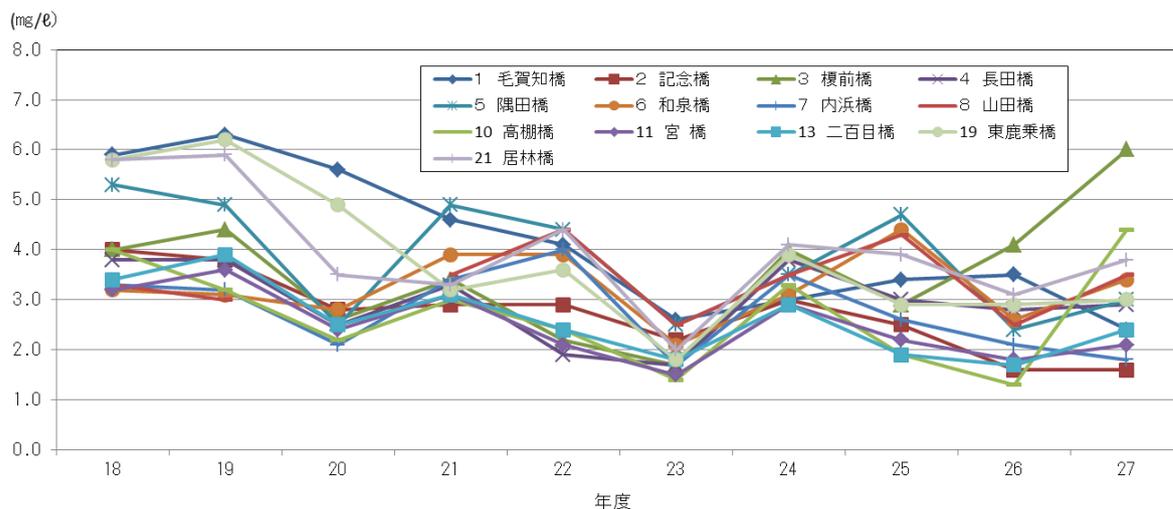


図 4.2 各河川におけるBODの推移

(2) COD（化学的酸素要求量）

BODと同様に汚濁指標であるCODについては、全ての地点において概ね横ばいに推移しています。

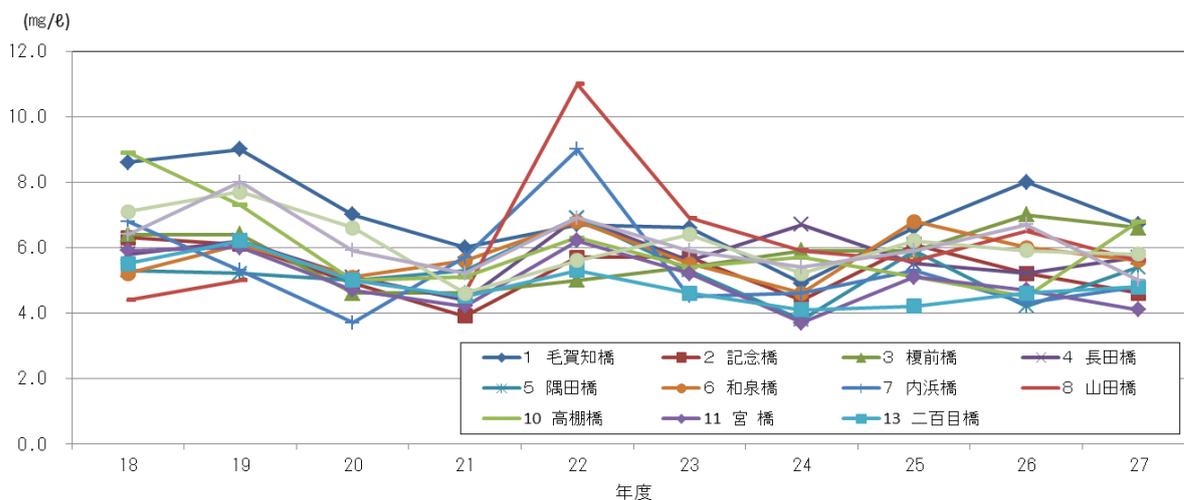


図 4.3 各河川におけるCODの推移

(3) 全窒素

栄養塩類である全窒素については、概ね減少傾向に推移しています。

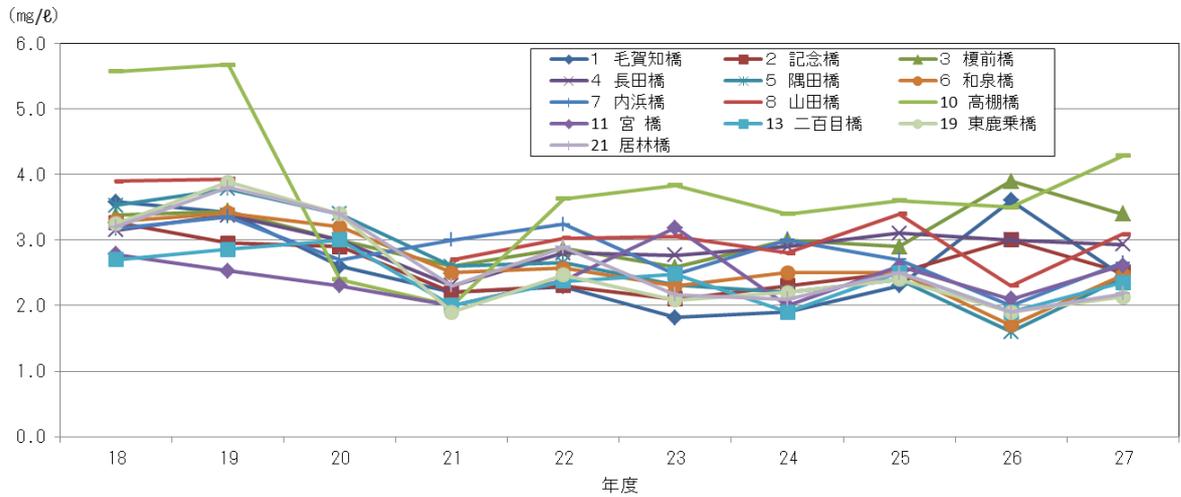


図 4.4 各河川における全窒素の推移

(4) 全リン

栄養塩類である全リンについては、長田川の全地点において若干増加傾向がみられますが、その他の地点は横ばいに推移しています。

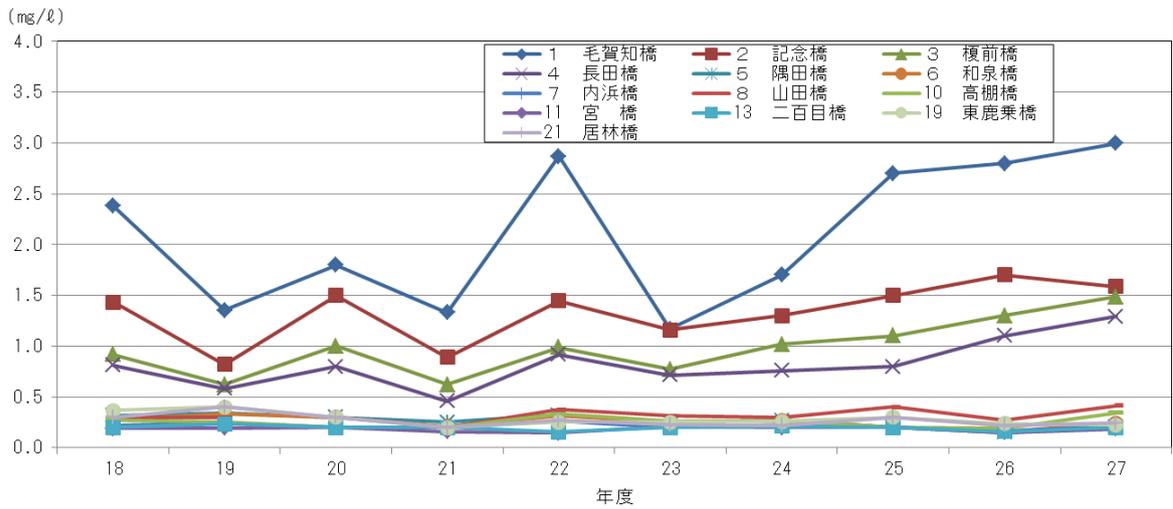


図 4.5 各河川における全リンの推移

4.3. 水生生物からみた水質の状況

平成5年度から環境教育の一環として、地区公民館との共催により、小学生を対象に夏休み中に水生生物教室を実施している。実際に川に入り調査をすることで、川に親しみを持ち、河川浄化の取り組みに興味を持ってもらうことを目的としています。

また、これまで市で実施（委託事業）していた主要河川の水生生物調査を、平成15年度から小中学校の総合学習やクラブ活動を通じ、生活に密着した河川への親しみ及び環境監視を目的に、夏休み期間中を活動の中心とした水生生物調査事業へと転換し実施しています。

(1) 調査方法

調査は、「川の生きものを調べよう 水生生物による水質判定」（環境省水・大気環境局、国土交通省河川局編）によるものです。

水生生物には、その生息状況が水質汚濁に影響されやすい生物がいます。このことから、そのような水生生物を指標として水質を判定することができます。本調査では、このような水生生物のうち、全国に広く分布し、分類が容易で、水質に係る指標性が高い、29種類を「指標生物」としています。指標生物は、水のきれいさの程度に応じて以下に示す4つの水質階級にそれぞれ分類されています。

きれいな水(Ⅰ)の指標生物		少しきたない水(Ⅱ)の指標生物	
カワゲラ類	ヨコエビ類	コガタシマトビケラ類	コオニヤンマ
ヒラタカゲロウ類	ヘビトンボ	オオシマトビケラ	カワニナ類
ナガレトビケラ類	ブユ類	ヒラタドロムシ類	○ ヤマトシジミ
ヤマトビケラ類	サワガニ	ゲンジボタル	○ イシマキガイ
アミカ類	ナミウズムシ		
きたない水(Ⅲ)の指標生物		大変きたない水(Ⅳ)の指標生物	
ミズカマキリ	シマイシビル	ユスリカ類	エラミミズ
ミズムシ	○ ニホンドロソコエビ類	チョウバエ類	サカマキガイ
タニシ類	○ イソコツブムシ類	アメリカザリガニ	

注)○は海水の少し混ざっている汽水域

(2) 調査結果

調査で見つかった生物のうち、指標生物の種類と数から、Ⅰ～Ⅳの4階級で水質階級を判定しています。

調査結果からは、経年的な変動など顕著な水質変化は見られませんでした。

5. 生活排水対策推進計画の目標

5.1. 生活排水対策推進計画の基本理念

本市では平成 28 年に環境基本計画を改訂し、「環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち」の実現をめざし、環境の保全と創造に関する施策を市民・事業者・行政の協働で積極的に推進しています。本計画は、上位計画である環境基本計画で示す目指すべき将来の環境像を見据え、計画の理念、目標及び水環境に係る施策と整合した計画とします。

環境基本計画では、4 つの計画目標を設定しています。

- | | |
|---------------|------------------------|
| 基本目標 1 | 低炭素なまちをつくる |
| <u>基本目標 2</u> | <u>暮らしと自然を守るまちをつくる</u> |
| 基本目標 3 | 資源が循環するまちをつくる |
| 基本目標 4 | 市民みんなが行動するまちをつくる |

その 1 つに生活排水に関わる「基本目標：暮らしと自然を守るまちをつくる」を目標としております。

基本目標 2 暮らしと自然を守るまちをつくる

本市には、広い田園や多くの公園が存在し、生活に安らぎと快適さをもたらしています。市民による美化・緑化活動も盛んです。一方で、市城南部に位置する油ヶ淵の水質汚濁等の公害や、まちの美観を損ねるポイ捨てをはじめとした問題が存在します。

近年では、局地的豪雨など異常気象によるリスクも高まっており、気候変動による影響を前提とした災害や経済活動への適応策も必要です。また、山林が少ない本市においても、河川や水田等に多様な生物種が存在しており、それらの生育・生息環境の保全も必要です。

市民・事業者・市が、身近な生活環境の質の向上について考え、行動することで、市民の「暮らし」と安城の「自然」が守られるまちを目指していきます。

5.2. 生活排水対策の基本方針

(1) 基本方針

現在、油ヶ淵の水環境を改善するための施策の進捗状況は、表 5.1 に示すとおりです。水質は最も悪い状況より改善しているものの、将来の世代により良い環境を受け渡すためには、今後も施策を進めていく必要があります。

また先述したとおり、流入汚濁負荷量の削減は重要であり、汚濁負荷量の大半を占めると考えられる生活排水由来の汚濁負荷量を削減することは肝要です。そのため、基本方針としては、下水道等の生活排水処理施設を着実に整備し、削減する等のハード面での対策等を進めます。

なお生活排水処理施設の整備には、多大な時間と費用を要するため、生活排水対策を推進するうえで、市民の意識啓発による、各家庭での対策をはじめとしたソフト面での汚濁発生量削減等の対策が重要となります。市民の水環境に対する保全意識を高め、各家庭からの汚濁負荷量を削減することで、整備が完了するまでの地域の水質改善に大きく関与することを期待するとともに、整備後も施設への負荷が低減されることが期待できます。

よって生活排水対策では、市民の水環境に対する保全意識を高めるためのPRや単独浄化槽から合併浄化槽への転換推進などを含めた施策を、計画的に同時に進めていくことが必要です。

表 5.1 油ヶ淵清流ルネッサンスⅡの進捗状況の概要（平成 27 年度）

水質改善対策	目 的	計画概要(計画期間:平成 16 年度~32 年度)		平成 27 年度実績
		項 目	32 年度目標値	
河川・湖内対策	富栄養化の要因であるヘドロの除去と窒素・リンの溶出抑制	河床浚渫	4.2 万 m ³ (累計)	— (累計:3.7 万 m ³)
		湖内覆砂	13.2 万 m ³ (累計)	平成 24 年度までに完了
	流入河川、湖の多自然化(植生)による浄化の回復	植生浄化	9km	0.4km ※ ² (累計:3.5 km)
下水道整備	水質汚濁の主な原因である生活排水による汚濁物質の流出削減	下水道普及率	74%	72% ※ ²
農業集落排水 合併処理 浄化槽整備		接続率	82%	83% ※ ²
		接続率	100%	98% ※ ²
		合併処理浄化槽人口	13,854 人	9,978 人 ※ ²
市街地対策	降雨時の市街地から流出する汚濁物質や農地から流出する窒素・リンの軽減	浄化槽の雨水貯留タック転用	190 基(累計)※ ¹	3 基(累計:44 基) ※ ²
農地対策		側条施肥	西尾市:65%	70% ※ ²
			その他 3 市:85%	85% ※ ²
畜産対策	畜産排水の水質改善	巡回指導件数	実施	14 件(延べ) ※ ²
産業排水対策	工場排水の水質改善	立入検査数		55 件
その他 (啓発活動等)	水環境に対する保全意識の高揚	一斉清掃参加者数		4,578 人
		水環境モニタリング地点		84 地点

※1 浄化槽の雨水貯留タック転用の目標基数はH23~32の累計

※2 本日時点の見込み値

※3 平成27年度実績は油ヶ淵流域全体

出典:「油ヶ淵 清流ルネッサンス 2 の進捗状況(平成 27 年度)及び今後の油ヶ淵のにごり対策について」資料より

(2) 生活排水対策の推進体系及び役割分担

本市では、家庭における対策及び国、県、市が実施する施設整備、施策等に分け、生活排水対策を推進していきます。

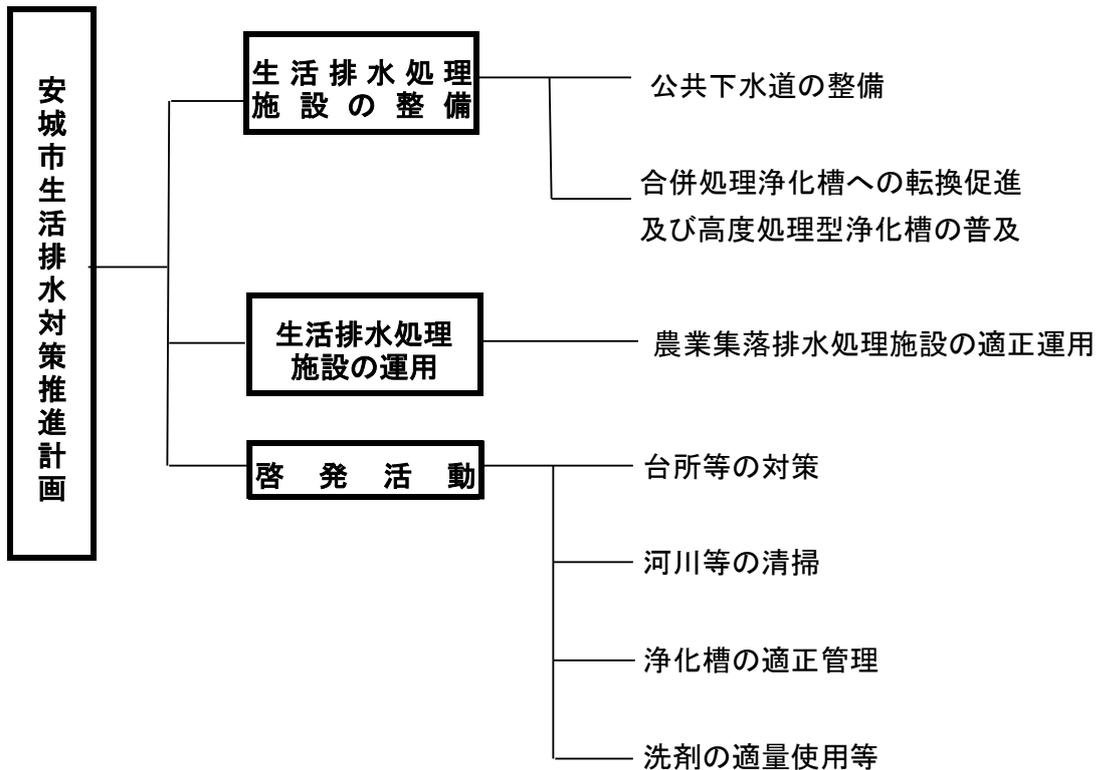


図 5.1 生活排水対策の推進体系

なお、計画推進のための市民（事業者を含む。）、市、県の役割は、表 5.2 に示すとおりです。

表 5.2 生活排水対策推進計画の役割分担

区 分	内 容
市民の役割	台所等排水対策
	浄化槽の設置と適正な管理
	側溝や水路の清掃
	地域活動への参加
市の役割	公共下水道事業の推進
	農業集落排水事業の適正運用
	合併処理浄化槽への転換及び高度処理型浄化槽の普及
	河川・水路の清掃
	啓発運動
	水質監視
県の役割	流域下水道の推進
	事業場の指導
	浄化槽の適正管理指導
	河川の管理・整備
	啓発活動
	水質監視

5.3. 生活排水対策推進計画の目標

本計画の目標は、『市民が水や多様な生物と触れ合える清らかで自然豊かな川と油ヶ淵』の実現のために水環境の保全及び回復を目指します。

そのためには、各種生活排水処理施設の段階的整備を進めるとともに、市民に対するより一層の啓発活動を行い、生活排水対策実施活動への参加・協力を促します。

計画目標年度における汚水処理人口普及率を市全域で約 95%以上、油ヶ淵流域で約 90%以上とすることを目標とします。また、油ヶ淵と市内を流れる主要な河川については環境基準が設定されているため、その達成・維持に努めます。

表 5.3 生活排水対策推進計画の目標

項 目		現 状 (平成 27 年度)	目 標 (平成 38 年度)	備 考
汚水処理人口普及率	市全域	84.9%	95.0%	
	油ヶ淵流域	79.8%	90.9%	
市内河川		環境基準適合	達成・維持	
油ヶ淵		6.5 mg/l	(6.0 mg/l)	目標()は平成 32 年度目標

5.4. 生活排水対策推進計画の目標年度

生活排水対策推進計画の目標年度は平成 38 年度です。

表 5.4 計画の目標年度

項 目	年 度	計画改訂年度より
計画策定年度	平成 3 年度	—
計画改訂年度	平成 8 年度	—
計画再改訂年度	平成 17 年度	—
中間目標年度	平成 22 年度	—
計画目標年度	平成 26 年度	—
期間延長年度	平成 28 年度	—
計画再改訂年度	平成 28 年度	—
中間目標年度	平成 33 年度	5 年目
計画目標年度	平成 38 年度	10 年目

6. 生活排水処理対策の整備に関する計画

「安城市污水適正処理構想」に沿って生活排水処理施設等を整備していきます。

6.1. 生活排水処理フローの現状

(1) 施設の概要

生活排水を適正処理するためには、以下の施設を設ける必要があります。

- ・ 公共下水道・流域下水道
- ・ 特定環境保全公共下水道
- ・ 農業集落排水処理施設
- ・ コミュニティ・プラント
- ・ 合併処理浄化槽

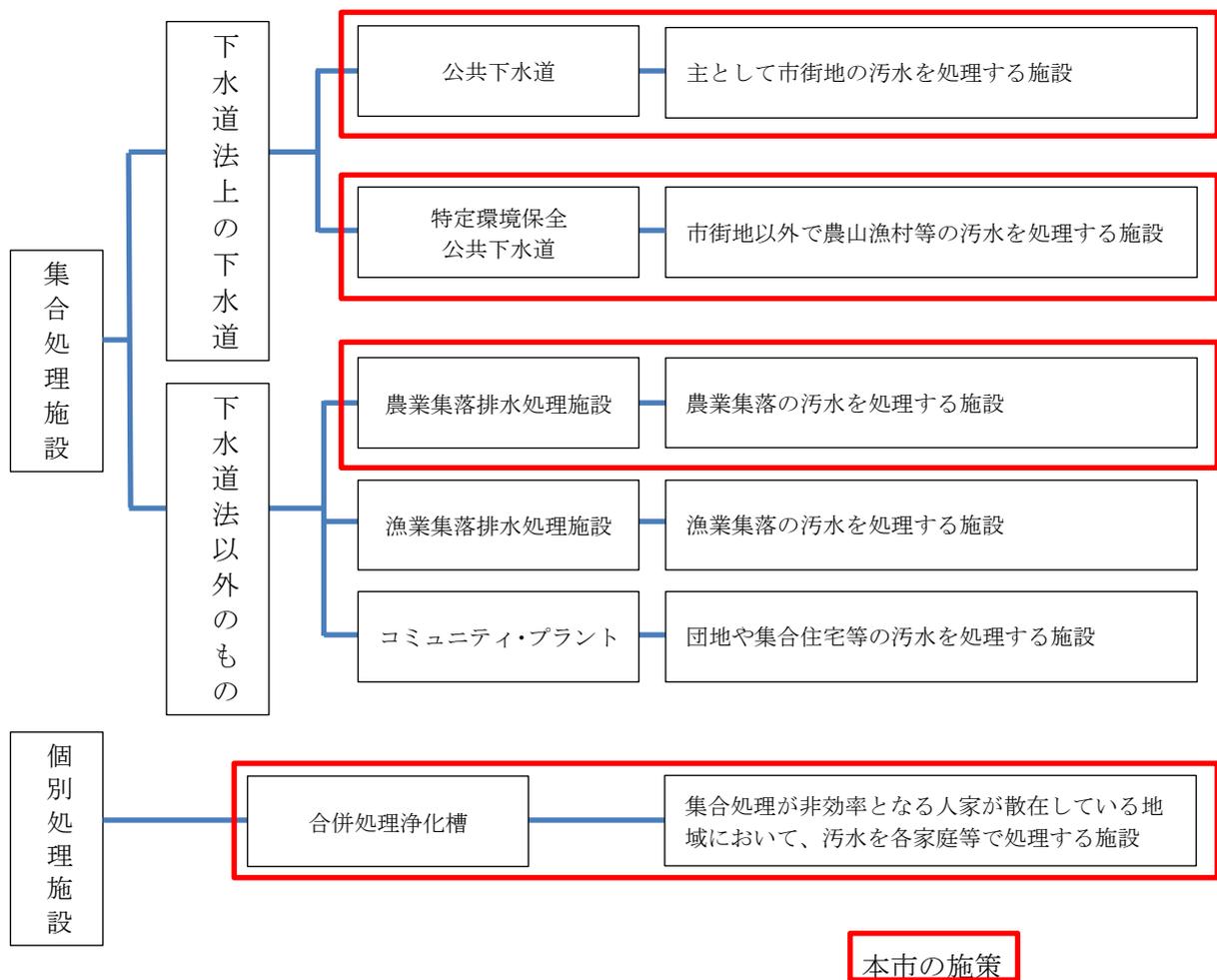


図 6.1 生活排水処理施設の種類（全県域污水処理適正処理構想）

本市では、地域の状況に応じ、各家庭から排出されるし尿及び生活雑排水を以下のような処理系統で適正処理しています。

ただし、生活排水処理施設が未整備の地区では、生活雑排水が未処理のまま河川へ放流されているのが現状です。

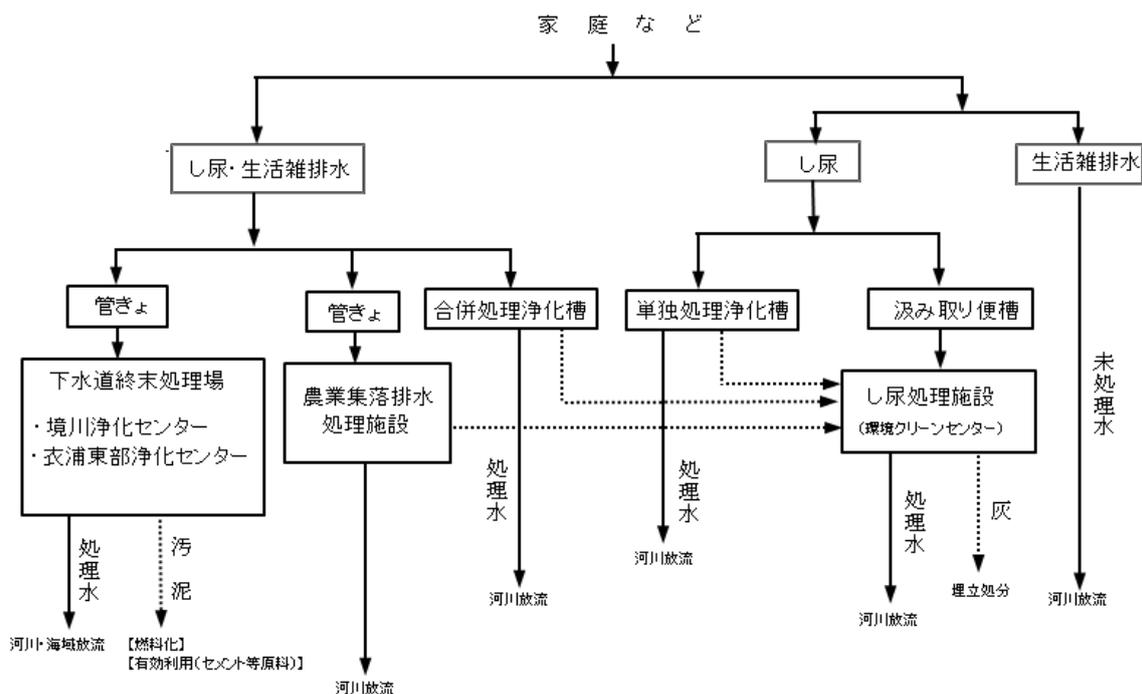


図 6.2 生活排水の処理系統図

(2) 各施設の整備状況

本市では、生活排水を適正処理するため、各種生活排水処理施設の整備を進めています。

平成 27 年度現在、汚水処理人口普及率は、市全域で約 84%、油ヶ淵流域では約 79% という状況にあります。

表 6.1 公共下水道の整備状況

年度		区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		処理区域内	市全域	129,710	136,646	139,478	141,903
人口【人】	油ヶ淵流域	36,840	37,980	39,180	41,300	41,800	

表 6.2 農業集落排水処理施設の整備状況

年度		区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		処理区域内	市全域	1,703	1,810	1,930	1,850
人口【人】	油ヶ淵流域	1,703	1,810	1,930	1,850	1,951	

表 6.3 浄化槽の整備状況

年度		区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		処理区域内	市全域	11,503	12,164	11,473	11,563
人口【人】	油ヶ淵流域	6,530	6,752	6,678	7,064	7,089	

6.2. 生活排水対策処理施設等の整備に関する基本方針

「安城市污水適正処理構想」に沿って生活排水処理施設等を整備していきます。

(1) 公共下水道

整備計画地区としては、施設整備の進んでいる市街地、近い将来確実に市街化される地域（人口密集地域）及び市街化調整区域の大きな集落が対象とします。

本市においても、良好な生活環境を確保するために、衣浦東部流域下水道計画、矢作川流域下水道計画及び境川流域下水道計画に整合させながら、積極的に事業整備を進めます。

(2) 農業集落排水処理施設

本市においては、福釜東部浄化センターが既に稼動しており、適正な運用を図ります。

(3) 浄化槽

整備計画地区としては、上記各対象とは異なり個別で処理するものであり、住宅が散在している地域等に対応します。本市においても、他の整備計画との調整を図りながら、上記各対策の見込めない地区について整備を進めます。

また、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

表 6.4 本市全域污水処理人口

区分	区域	現況 (平成 27 年度)	中間年度 (平成 33 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
処理区域内人口 (人)	*1	186,104	188,594	191,573
生活排水処理人口 (人)	*2	157,960	169,400	182,010
公共下水道人口 (人)		144,047	153,577	164,130
農業集落排水処理施設人口 (人)		1,951	1,863	1,870
合併処理浄化槽人口 (人)		11,962	13,960	16,010
生活排水未処理人口 (人)		28,831	19,195	9,563
単独処理浄化槽人口 (人)		25,817	16,726	7,634
汲み取り槽人口 (人)		3,014	2,469	1,929
自家処理人口 (人)		0	0	0
污水処理人口普及率	(*2/*1)	84.88%	89.82%	95.01%

※人口は、住民基本台帳人口

表 6.5 油ヶ淵流域（本市分）污水処理人口

区分	区域	現況 (平成 27 年度)	中間年度 (平成 33 年度)	目標年度 (平成 38 年度)
処理区域内人口 (人)	*1	63,583	63,401	63,219
生活排水処理人口 (人)	*2	50,739	54,117	57,489
公共下水道人口 (人)		41,800	44,726	47,652
農業集落排水処理施設人口 (人)		1,951	1,863	1,870
合併処理浄化槽人口 (人)		7,089	7,528	7,967
生活排水未処理人口 (人)		12,844	9,285	5,730
単独処理浄化槽人口 (人)		11,502	8,037	4,572
汲み取り槽人口 (人)		1,342	1,248	1,158
自家処理人口 (人)		0	0	0
污水処理人口普及率	(*2/*1)	79.80%	85.35%	90.94%

※人口は、住民基本台帳人口

6.3. 生活排水処理施設整備計画

具体的には、以下の計画で整備します。

(1) 公共下水道整備

市全域で 164,130 人、油ヶ淵流域では 47,652 人の生活排水が処理される計画です。

表 6.6 公共下水道整備計画

区 分		年 度	現 況	中間年度	目標年度
			(平成 27 年度)	(平成 33 年度)	(平成 38 年度)
処理区域内 人口【人】	市全域		144,047	153,577	164,130
	油ヶ淵流域		41,800	44,726	47,652

資料：下水道建設課
人口：住民基本台帳人口

(2) 農業集落排水処理施設

平成 6 年から平成 10 年度にかけて福釜東部地区において、農業集落排水処理施設が整備され、平成 11 年度から供用開始されています。

表 6.7 農業集落排水処理施設

区 分		年 度	現 況	中間年度	目標年度
			(平成 27 年度)	(平成 33 年度)	(平成 38 年度)
処理区域内 人口【人】	市全域		1,951	1,863	1,870
	油ヶ淵流域		1,951	1,863	1,870

資料：下水道建設課
人口：住民基本台帳人口

(3) 合併処理浄化槽整備

公共下水道及び農業集落排水処理施設の未整備地域においては、生活排水対策の最も有効な手段として、今後も引き続き単独処理浄化槽からの転換及び高度処理型合併処理浄化槽の普及を推進していきます。

具体的な計画としては、本市では平成元年度から合併処理浄化槽補助事業を実施しているため、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未整備地域においては、この補助制度を活用していきます。

表 6.8 合併処理浄化槽整備計画

区 分		年 度	現 況	中間年度	目標年度
			(平成 27 年度)	(平成 33 年度)	(平成 38 年度)
処理人口 【人】	市 全 域		11,962	13,960	16,010
	油ヶ淵流域		7,089	7,528	7,967

資料：環境都市推進課
人口：住民基本台帳人口

(4) 生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備計画図を図 6. に示します。

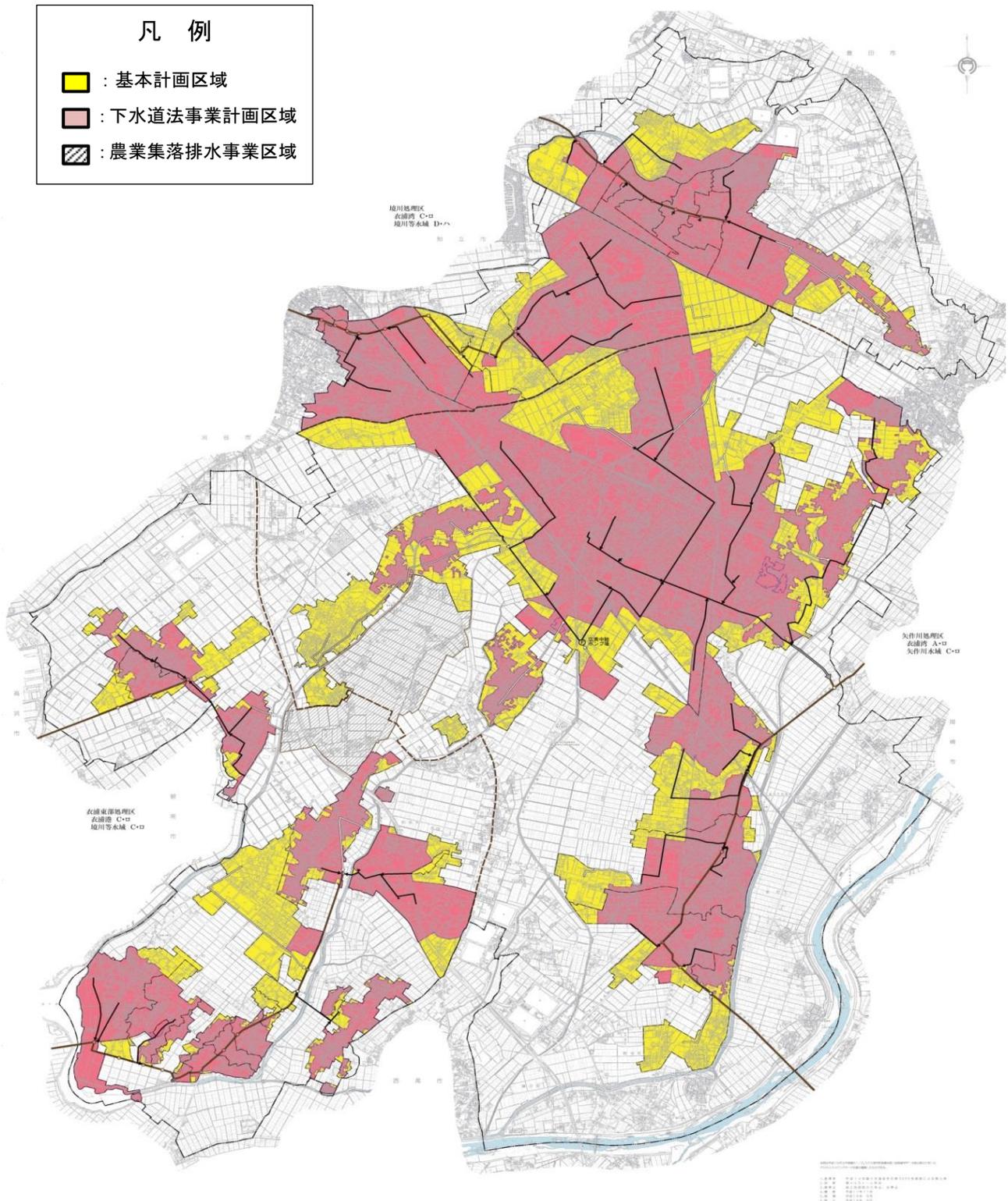


図 6.3 本市の生活排水処理施設整備計画図

6.4. 施設整備による汚濁負荷量の削減効果

各生活排水処理施設を計画に従い整備した場合の汚濁負荷量の削減効果を以下に整理します。

(1) BOD

市全域では、有機汚濁の指標となるBODは、目標年度（平成38年度）には約49%、油ヶ淵流域では約43%の削減が見込まれます。

表 6.9 生活排水処理施設の整備によるBODの削減効果

発生量	市全域生活系負荷量			油ヶ淵流域活系負荷量		
	平成27年度 (kg/日)	平成38年度 (kg/日)	削減量 (kg/日)	平成27年度 (kg/日)	平成38年度 (kg/日)	削減量 (kg/日)
公共下水道	185.8	211.7	-25.9	53.9	61.5	-7.6
農業集落排水処理施設	8.4	8.0	0.4	8.4	8.0	0.4
合併処理浄化槽	51.4	68.8	-17.4	30.5	34.3	-3.8
単独処理浄化槽	117.5	34.9	82.6	52.3	20.8	31.5
汲み取り槽	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
未処理排水(雑排水)	783.6	259.9	523.7	349.1	155.7	193.4
合計	1,146.7	583.3	563.4	494.2	280.3	213.9
削減率(%)	—	—	49.1%	—	—	43.3%

注) 1: 汚濁負荷量は、本市の人口を生活排水の処理形態別に分類し、各施設からの排出量を愛知県環境部及び安城市の資料を参考に算出したものです。

2: 現況、目標年度及び削減量の汚濁負荷量の単位はkg/日です。

(2) COD

CODの削減効果について以下に算出した。市内全域では約31%、油ヶ淵流域では約29%の削減が見込まれます。

表 6.10 生活排水処理施設の整備によるCODの削減効果

発生量	市全域生活系負荷量			油ヶ淵流域活系負荷量		
	平成27年度 (kg/日)	平成38年度 (kg/日)	削減量 (kg/日)	平成27年度 (kg/日)	平成38年度 (kg/日)	削減量 (kg/日)
公共下水道	295.4	336.6	-41.2	85.7	97.7	-12.0
農業集落排水処理施設	19.4	18.6	0.8	19.4	18.6	0.8
合併処理浄化槽	119.2	159.5	-40.3	70.6	79.4	-8.8
単独処理浄化槽	91.3	27.0	64.3	40.8	16.2	24.6
汲み取り槽	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
未処理排水(雑排水)	501.5	166.4	335.1	223.4	99.7	123.7
合計	1,026.8	708.1	318.7	439.9	311.6	128.3
削減率(%)	—	—	31.0%	—	—	29.2%

注) 1: 汚濁負荷量は、本市の人口を生活排水の処理形態別に分類し、各施設からの排出量を愛知県環境部及び安城市の資料を参考に算出したものです。

2: 現況、目標年度及び削減量の汚濁負荷量の単位はkg/日です。

(3) 全窒素

富栄養化の指標である全窒素の削減効果について算出した。市内全域では約 14%、油ヶ淵流域では約 17%の窒素の削減が見込まれます。

表 6.11 生活排水処理施設の整備による全窒素の削減効果

発生量	市全域生活系負荷量			油ヶ淵流域活系負荷量		
	平成 27 年度 (kg/日)	平成 38 年度 (kg/日)	削減量 (kg/日)	平成 27 年度 (kg/日)	平成 38 年度 (kg/日)	削減量 (kg/日)
公共下水道	345.7	393.9	-48.2	100.3	114.4	-14.1
農業集落排水処理施設	11.2	10.8	0.4	11.2	10.8	0.4
合併処理浄化槽	68.9	92.2	-23.3	40.8	45.9	-5.1
単独処理浄化槽	151.1	44.7	106.4	67.3	26.7	40.6
汲み取り槽	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
未処理排水(雑排水)	82.9	27.5	55.4	37.0	16.5	20.5
合計	659.8	569.1	90.7	256.6	214.3	42.3
削減率(%)	—	—	13.7%	—	—	16.5%

注) 1: 汚濁負荷量は、本市の人口を生活排水の処理形態別に分類し、各施設からの排出量を愛知県環境部及び安城市の資料を参考に算出したものです。

2: 現況、目標年度及び削減量の汚濁負荷量の単位はkg/日です。

(4) 全リン

同じく富栄養化の指標である全リンについて算出した。その結果、市内全域では約 28%、油ヶ淵流域では約 27%の削減が見込まれます。

表 6.12 生活排水処理施設の整備による全リンの削減効果

発生量	市全域生活系負荷量			油ヶ淵流域活系負荷量		
	平成 27 年度 (kg/日)	平成 38 年度 (kg/日)	削減量 (kg/日)	平成 27 年度 (kg/日)	平成 38 年度 (kg/日)	削減量 (kg/日)
公共下水道	13.5	15.4	-1.9	3.9	4.5	-0.6
農業集落排水処理施設	1.0	0.9	0.1	1.0	0.9	0.1
合併処理浄化槽	6.0	8.1	-2.1	3.6	4.0	-0.4
単独処理浄化槽	12.9	3.8	9.1	5.7	2.3	3.4
汲み取り槽	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
未処理排水(雑排水)	10.9	3.6	7.3	4.9	2.2	2.7
合計	44.3	31.8	12.5	19.1	13.9	5.2
削減率(%)	—	—	28.2%	—	—	27.2%

注) 1: 汚濁負荷量は、本市の人口を生活排水の処理形態別に分類し、各施設からの排出量を愛知県環境部及び安城市の資料を参考に算出したものです。

2: 現況、目標年度及び削減量の汚濁負荷量の単位はkg/日です。

6.5. その他

公共下水道の整備が進むことにより、河川の水質の改善が見込まれますが、その一方で河川の流量の減少が生じる可能性があるため、透水性舗装等を推進することで、河川流量の回復に努めると共に降雨時の負荷削減・再利用を目的に不要浄化槽の再利用又は市販の貯留槽設置に対する助成制度を継続します。

また、生活雑排水の改善のために広報あんじょうへの啓発記事掲載、小中学校の児童・生徒による学区内河川の水生物調査事業及び市民団体等による河川愛護活動等を通じ、生活環境への関心を高める活動を支援し、河川への汚濁原因に対する啓発に努めます。

7. 水辺空間の整備

7.1. 水辺空間等の整備に関する基本方針

生活排水による水質汚濁を防止するためには、下水道等の生活排水処理施設を整備し、削減するハード面での対策が確実ですが、生活排水処理施設の整備には、多大な時間と費用を要します。このため、生活排水対策を推進するうえで、市民の意識啓発による、各家庭での対策をはじめとした汚濁発生量削減等の対策が重要となります。

それらの取り組みを促進するためには、水辺環境が身近な存在であり、関心をもってもらうことが望ましいと言えます。最近水に親しむ機会が少なくなり、水辺環境から遠ざかっている傾向が見受けられますが、市民の水辺環境への関心を高め、水辺の生物とのふれあいや河川の美化活動などを通じて、水辺環境を愛する心を育てていくことは、生活排水対策への取り組みを促進するという視点からも重要です。

よって、誰もが水と親しみ、水辺環境の持つ清涼感や開かれた空間を体験できるよう、景観上も優れた『うるおいのある水辺空間』の整備を推進します。そのうち油ヶ淵では、県の事業として進められている油ヶ淵水辺公園（都市公園）の活用を図ります（図 7.1参照）。

◆水辺空間等の整備に関する基本方針◆

うるおいのある水辺空間の整備



図 7.1 油ヶ淵水辺公園計画図

7.2. うるおいのある水辺空間の整備促進

油ヶ淵では、公園整備事業と同時に、『流域住民に潤いや安らぎの空間を提供し、また、生きものの良好な生息環境の創出』を目指し、以下の水環境改善対策事業を実施しています。



油ヶ淵電子図書館HPより

図 7.2 水環境改善対策事業

■今後の計画

本市では、関係機関等と連携して、今後、地域特性にあった自然環境保全を目的として、動植物の生息域の確保や河川浄化機能が働くよう、多自然川づくりを推進していく必要があります。

8. 生活排水対策推進計画の目標に係る啓発に関する状況

8.1. 生活排水対策に係る啓発の状況

平成2年6月「水質汚濁防止法」が改正され、国・県・市の役割分担が明確化、国民の努力規定等が設けられました。この改正により、環境基準未達成水域及び自然・社会条件に照らし水質保全を図ることが、特に重要な水域に対し、「生活排水対策重点地域」として指定することが定められ、平成3年3月油ヶ淵周辺地域が県知事により指定されました。

この指定に伴い、本市では平成3年度「生活排水対策推進計画」を策定し、以降、推進計画に基づき、生活排水クリーン推進員を設置し、地域ぐるみの生活排水対策を推進しています。

平成4、5年度の2年間に、生活排水発生源対策として市内全世帯を対象に調理クズ等とおさない1mm目の台所流し台用ストレーナーを無償配布しました。平成8、17、26年度には、計画の改訂を行い、「生活排水対策推進計画（改訂版）」を策定しました。

また、平成5年度に愛知県と油ヶ淵流域4市（安城市、碧南市、西尾市、高浜市）による「油ヶ淵水質浄化促進協議会」が設立され、「油ヶ淵浄化デー」「アクション油ヶ淵」等の実践活動及び啓発活動が続けられています。平成6年度には同協議会において「油ヶ淵水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス21）が策定され、下水道事業の推進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進などの水環境改善事業の計画的推進を図っています。平成16年度においては、「第二期水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンスⅡ）が策定され事業計画の継続とともに、平成23年度には改訂され、更なる進展を図っています。

愛知県においては、平成15年10月に「愛知県公害防止条例」を改正し、新たな環境問題に対処し、よりよい環境を確保する対策を盛り込んだ「県民の生活環境の保全等に関する条例」が施行されました。

以下に本市の主な活動内容を示す。

表 8.1 これまでの主な活動内容

項 目	実施時期	内 容
生活排水対策実践事業	10月	広報「あんじょう」に生活排水対策啓発用リーフレットを全戸に配布。
生活排水対策モデル地区実践活動	7月	生活排水モデル地区に指定し、地元町内会の協力を得て、実践活動を中心として生活排水対策を実施。
廃食用油粉石けんの無償配布	—	啓発活動の一環として廃食用油粉石けんの無償配布。
油ヶ淵浄化デー	原則として7月の第4日曜日	油ヶ淵周辺4市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市）において、油ヶ淵周辺及び流入河川の一斉清掃を実施。
アクション油ヶ淵	年1回	油ヶ淵の環境や水質について理解を深める体験イベントを開催。
水生生物教室及び水生生物調査の実施	7月	生活に密着した河川への親しみ及び環境監視を目的に、夏休み期間中を活動の中心とした水生生物調査を実施。
油ヶ淵流域水環境市民モニタリング	通年（毎月1回）	油ヶ淵及び流入河川等において、毎月1回水質簡易測定（透視度、CODなど）を実施。

(1) 生活排水対策実践事業

毎年 10 月のクリーン排水推進月間に合わせ、広報「あんじょう」に生活排水対策啓発用リーフレットを全戸に配布しました。

啓発内容は、以下のとおりです。

- ◇ 調理クズ等の食物残渣は、水きりネットで回収し流さない。
- ◇ 鍋等の汚れや油は、紙等で拭いてから洗う。
- ◇ 廃食用油は、紙等に染み込ませ、燃やせるごみとして出すなど、排水口に流さない。
- ◇ 環境にやさしい石けん、洗剤を選び、適量を使う。
- ◇ 浄化槽は定期的に保守点検と清掃をし、年に 1 回法定検査を行う。
- ◇ 周辺の道路側溝、排水路の清掃をする。

(2) 生活排水対策モデル地区実践活動

毎年、油ヶ淵流域内の 1 地区を生活排水モデル地区に指定し、地元町内会の協力を得て、実践活動を中心として生活排水対策を実施しました。

- ◇ 生活排水に関する意識調査（実施活動の前後、2 回実施。）
- ◇ 啓発資材の配布（平成 26 年度：リーフレット、台所洗剤、水切りネット、スポンジを配布。）
- ◇ 生活排水学習会の開催（県所有のパネル展示、河川の汚れの原因説明、生活排水クリーン推進員による啓発資材の使用説明等、直接市民と接し意識高揚効果を上げる。）
- ◇ モデル地区の水質調査（主要排水経路の水質試験を実践活動の前後、2 回実施。）

表 8.2 生活排水モデル事業指定地区一覧

実施年度	実施期間	地区名	対象河川	対象戸数
平成 22 年度	7. 1~7. 31	石井町内会	追田川	189 戸
平成 23 年度	7. 1~7. 31	三ツ川町内会	鹿乗川	約 550 戸
平成 24 年度	7. 1~7. 31	柿碕町内会	—	約 250 戸
平成 25 年度	7. 8~8. 7	河野町内会	—	約 50 戸
平成 26 年度	7. 6~(約 1 ヶ月)	村高町、川島町	—	198 世帯

(3) 廃食用油粉石けんの無償配布

油ヶ淵の水質浄化の啓発のため流域内 J A あいち中央農協各支店及び市役所において毎月 500 個を無償配布しました。（機器老朽化により平成 26 年度末で終了）

(4) 油ヶ淵浄化デー等の開催

愛知県及び油ヶ淵流域4市（安城市、碧南市、西尾市、高浜市）では、平成4年度より毎年7月第4日曜日を「油ヶ淵浄化デー」と定め、地元町内会をはじめ学校、市民団体、企業等と協力し、油ヶ淵周辺及び流入河川周辺の清掃活動を実施しています。また、平成5年4月には、愛知県及び油ヶ淵流域4市で「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設立し、住民等の意識啓発のため、「アクション油ヶ淵」等のイベントも定期的を開催しています。これまでの活動内容を以下に示します。

表 8.3 油ヶ淵浄化デー等の啓発活動

開催年月日	内容
H12	7. 20 (日) 油ヶ淵浄化デー (根崎町、半場川・油ヶ淵の清掃) 11. 15 (水) アクション油ヶ淵 in 碧南
H13	7. 22 (日) 油ヶ淵浄化デー (小川町、朝鮮川の清掃) 11. 8 (木) アクション油ヶ淵 in 安城
H14	7. 28 (日) 油ヶ淵浄化デー (東端・根崎町、長田川・半場川・油ヶ淵の清掃) 11. 2 (土) アクション油ヶ淵 in 高浜
H15	7. 27 (日) 油ヶ淵浄化デー (福釜町、長田川の清掃) 11. 6 (木) アクション油ヶ淵 in 西尾
H16	7. 25 (日) 油ヶ淵浄化デー (城ヶ入町、半場川の清掃) 11. 17 (水) アクション油ヶ淵 in 碧南
H17	7. 24 (日) 油ヶ淵浄化デー (榎前町、長田川の清掃) 11. 9 (水) アクション油ヶ淵 in 安城
H18	7. 30 (日) 油ヶ淵浄化デー (和泉町、半場川の清掃) 10. 6 (金) アクション油ヶ淵 in 高浜
H19	— (台風により中止) 10. 31 (水) アクション油ヶ淵 in 西尾
H20	7. 19 (土) 油ヶ淵浄化デー (赤松町、半場川、東隅田川の清掃) 11. 1 (土) アクション油ヶ淵 in 碧南
H21	7. 26 (日) 油ヶ淵浄化デー (箕輪町、長田川の清掃) 11. 6 (金) アクション油ヶ淵 in 安城
H22	7. 25 (日) 油ヶ淵浄化デー (城ヶ入町、半場川の清掃) 9. 4 (土) アクション油ヶ淵 in 高浜
H23	7. 24 (日) 油ヶ淵浄化デー (榎前町、長田川の清掃) 10. 21 (金) アクション油ヶ淵 in 西尾
H24	7. 22 (日) 油ヶ淵浄化デー (東端・根崎町、油ヶ淵、長田川・半場川の清掃) 10. 26 (金) アクション油ヶ淵 in 碧南
H25	7. 28 (日) 油ヶ淵浄化デー (東端・根崎町、油ヶ淵、長田川・半場川の清掃) 11. 9 (土) アクション油ヶ淵 in 安城
H26	7. 27 (日) 油ヶ淵浄化デー (東端・根崎町、油ヶ淵、長田川・半場川の清掃) 10. 7 (火) アクション油ヶ淵 in 高浜
H27	7. 26 (日) 油ヶ淵浄化デー (東端・根崎町、油ヶ淵、長田川・半場川の清掃) 9. 8 (火) アクション油ヶ淵 2015

注) 「油ヶ淵浄化デー」は、安城市主催。

「アクション油ヶ淵」は、油ヶ淵水質浄化促進協議会主催。

(5) 水生生物教室の実施

環境教育の一環として、小学生を対象に夏休み中に水生生物教室を実施しています。実際に川に入り調査をすることで、川に親しみを持ち、河川浄化の取り組みに興味を持ってもらうことを目的としています。

調査の際に冊子、判別用下敷き、フィッシュネット等を提供しています。

(6) 水環境モニタリング

平成 16 年度「油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンスⅡ）が策定され、「総合的な改善目標～水質改善・生物の環境・親水性」、「流域住民との連携～市民モニタリング」、「市民と行政の情報共有と発信」が盛り込まれ、平成 17 年度より実施しています。

- ① 県及び油ヶ淵流域 4 市が独自の判断により水質測定点を選定し、継続的監視をしていましたが、県・4 市の水質測定点を拡充・整理・統合して、油ヶ淵と流域 6 河川の水質測定モニタリング体制を構築します。
- ② 流域の市民・市民団体などに参画を求め、湖内・流域 6 河川と、これらに流入する準用河川・都市下水路・農業用排水路を含めた「流域全体の身近な水辺」を対象として、透視度計やCODパック等による市民モニタリングを実施します。
- ③ 県・4 市・市民などが測定した水環境情報を、県がインターネット上に開設する電子ライブラリに集約し、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、自由閲覧方式により幅広く流域社会に情報の発信を行います。

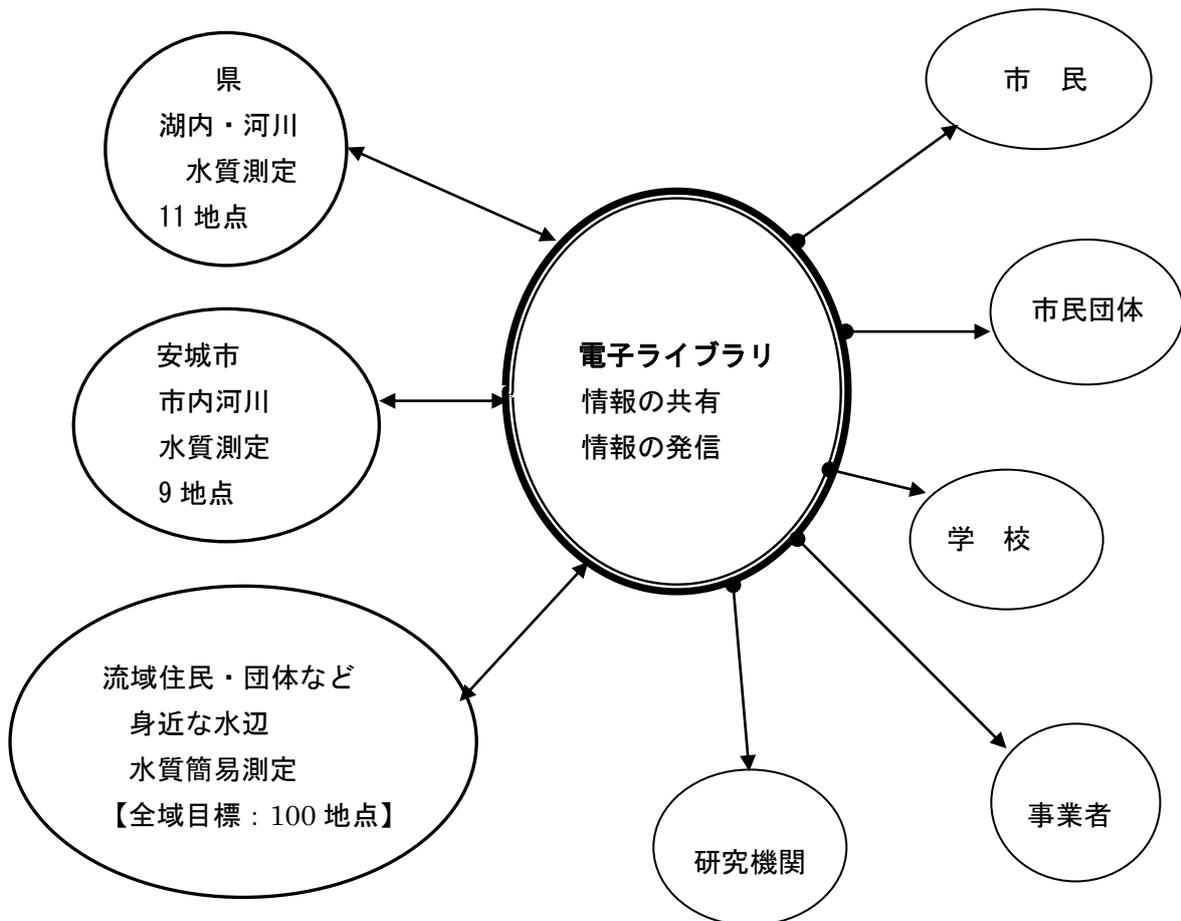


図 8.1 情報発信フロー図

8.2. 生活排水対策に係る啓発に関する基本方針

生活排水に係る啓発活動については、平成 3 年度に策定され、平成 8 及び 17 年度に改訂、平成 26 年度に延長した前計画を引き継ぎ、従来の発生源対策に加え、市民協働による水質改善が図れるよう啓発活動をより推進します。

また、小中学生を中心とした子供達に河川に対する意識を高めるために啓発活動を推進します。

水質汚濁の大きな要因である生活排水は、発生源対策の実施により相当の汚濁負荷削減効果が期待できることから、地域住民の生活排水対策に対する協力を得ていくことが重要です。

したがって、行政側の施策のみではなく、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であるため、住民参加型の生活排水対策の拡大に努めます。

8.3. 生活排水対策に係る啓発に関する実施計画

基本方針に沿って、以下の内容を計画します。

(1) 生活排水対策実践事業（全世帯対象）

市内全世帯を対象に各家庭でできる生活排水対策として実践活動の促進を呼びかけます。

[事業内容]

◇ 市広報でのPR

(家庭でできる生活排水対策の普及)

- ・ 調理クズ、食べ物かすの流出防止のために、目の細かいストレーナー、三角コーナーを使用する。
- ・ 食べ残しのないように調理する。
- ・ 廃食用油の適正処理
- ・ 石けん、洗剤の適量使用
- ・ 浄化槽の適正な維持管理、清掃

(2) その他の啓発活動

① 講演会・シンポジウム等の開催の検討

各種水質保全に関する講演会等の開催情報を発信します。

② 浄化槽の適正管理の啓発

市広報や環境イベント等中で、保守点検、清掃及び法定点検についての啓発を行います。

8.4. 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

(1) 「クリーン排水推進月間」、「浄化槽強調月間」に係る啓発事業の実施

市民の生活排水への関心を高めるため10月を「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定め、生活排水対策の実践活動や浄化槽の適正な維持管理などについて集中的に啓発します。

① 期間

10月1日から10月31日まで

② 内容

広報誌による啓発

市内全域に広く呼びかけるため、広報誌等に生活排水対策及び浄化槽の適正な維持管理等に関する情報を掲載します。

(2) 油ヶ淵浄化啓発事業の情報の発信

流域の住民、周辺の企業、NPO、学校等と連携・協働し、生活排水対策の重要性について啓発するイベントや市民による水質モニタリングを実施し、Webサイト「油ヶ淵電子図書館」において情報発信を行います。

8.5. 生活排水対策に関する啓発活動の実施体制

生活排水対策に関する啓発活動については、県及び油ヶ淵流域 4 市および流域の住民、周辺の企業、学校等と連携・協働しながら進めていきます。

表 8.4 主な活動内容と体制

項 目	内 容	主な管轄部署	結果公開
生活排水対策実践事業	広報「あんじょう」に生活排水対策啓発用記事を掲載	環境部環境都市推進課	環境報告書
油ヶ淵浄化デー	油ヶ淵周辺 4 市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市）において、油ヶ淵周辺及び流入河川の一斉清掃を実施。	環境部環境都市推進課	油ヶ淵電子図書館
アクション油ヶ淵	油ヶ淵の環境や水質について理解を深める体験イベントを開催。	浄化促進協議会	油ヶ淵電子図書館
油ヶ淵流域水環境市民モニタリング	油ヶ淵及び流入河川等において、毎月 1 回水質簡易測定（透視度、CODなど）を実施。	浄化促進協議会	油ヶ淵電子図書館

浄化促進協議会：油ヶ淵水質浄化促進協議会

9. 流域全体の生活排水対策の推進に関し必要な事項

9.1. 流域全体の生活排水対策の推進に関する基本方針

地域の水質保全や施設設備は、本市の施策のみでは実施できるものではないため、豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会、油ヶ淵水質浄化促進協議会及び関係行政機関と十分な連携・調整をとり、総合的で広域的な生活排水対策を実施していきます。

9.2. 関係機関との協議

流域市町村（油ヶ淵については、碧南市、西尾市、高浜市）との連携を常に行います。

9.3. 関係計画との調整

下水道計画等の大幅な変更等が行われる場合において、本推進計画についての修正についても協議することとします。

9.4. その他

公共用水域の水質については、市内主要 12 河川 1 湖沼 274 地点で水質調査を実施し、今後も水質汚濁防止に係る調査研究を愛知県及びその他の関係機関と協力し行っていきます。

10. 参考資料

10.1. 用語解説

「生活排水」

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいいます。
(なお、「生活雑排水」は、生活排水のうち、し尿を除くものをいいます。)

「水質汚濁防止法」

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域の汚濁の防止を図るなどを目的とした法律です。

「類型指定」

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定のことをいいます。

「公共用水域」

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びそれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものを除く。）をいいます。

「pH（水素イオン濃度）」

水の酸性、アルカリ性の程度を示すもので、中性が7であり、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になればアルカリ性が強まります。日本の河川では通常7前後で、6.5～8.5の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水質にも悪影響をもたらします。

「BOD（生物化学的酸素要求量）」 [Biochemical Oxygen Demand]

河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニア等になり、その際、必要とする酸素量のことをいいます。数値が、大きければ大きいほど、水質汚濁が著しいことを示します。

「SS（浮遊物質質量）」 [Suspended Solid]

浮遊物質とは水中に浮遊している粒径2mm以下の物質（砂粒、プランクトンなど）で、指定のろ過材で濾過、乾燥させてその重量を測り水中の濃度で表します。

「COD（化学的酸素要求量）」 [Chemical Oxygen Demand]

水中の被酸化物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量で、主に、湖沼や海域の汚濁を測る代表的な指標であり、数値が、大きければ大きいほど、水質汚濁が著しいことを示します。

「75%水質値」

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目【nは日間平均値のデータ数】のデータの値です（0.75×nの値が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります）。

「DO（溶存酸素量）」[Dissolved Oxygen]

水中に溶解している酸素量で、溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物などの呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗などが起こります。

「大腸菌群数」

大腸菌そのものは無害で人体内にも多量に存在していますが、糞尿とともに排出されるので、病原菌汚染の間接的指標として重要です。

「全窒素及び全磷」

水中の窒素及び磷の濃度が上昇し水域が富栄養化すると、透明度の低下等による景観の悪化、水道水の異臭味や浄水場濾過障害の発生、魚介類のへい死等の障害が起こります。

「下水道」

住居環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設です。また、川、湖、海といった水環境の水質保全のための重要な施設です。

「農業集落排水処理施設」

農業振興地域で集落単位で整備され、集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水又は雨水を処理する施設で、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としています。

「コミュニティ・プラント」

団地や集落などの単位で、各家庭からし尿と生活雑排水を併せて管路により収集し集合処理する施設であって、廃棄物処理施設整備国庫補助事業の対象施設となったものをいいます。

「単独処理浄化槽」

し尿（水洗トイレの汚水）だけを単独で処理する浄化槽。

「合併処理浄化槽」

し尿と生活雑排水の両方を併せて処理する浄化槽。

10.2. 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱

(目 的)

第1 油ヶ淵の水質浄化を図るため、油ヶ淵水質浄化促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2 協議会は、第1の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 水質保全対策の推進に関すること。
- (2) 水質保全のための啓発及び実践活動に関すること。
- (3) 水環境改善緊急行動計画の策定・実施及び効果の評価に関すること。
- (4) 水質保全のうちにごり改善対策に関すること。
- (5) 水質保全のための調査、研究に関すること。
- (6) 水質保全に必要な情報交換に関すること。
- (7) その他水質保全に必要と認められること。

(構 成)

第3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 愛知県知事
- (2) 碧南市長
- (3) 安城市長
- (4) 西尾市長
- (5) 高浜市長

(役 員)

第4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、愛知県知事をもってあてる。

3 副会長及び監事は構成員の互選により定め、その任期は1年とする。

(役員の仕事)

第5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会 議)

第6 協議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第7 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が召集し、別表2に定める者が議長となる。
- 4 幹事会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会の所掌)

第8 幹事会は、協議会の委任を受けた事項について企画立案及び決定を行う。

(作業部会)

第9 幹事会は、企画立案に必要な調査研究を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第10 協議会の事務を処理するため、別表3のとおり事務局を置く。

(経費)

第11 協議会の経費は、愛知県、碧南市、安城市、西尾市及び高浜市の負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(雑則)

第12 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

別表1（第7の2関係）

愛知県	環境部長 農林水産部長 建設部長 西三河県民事務所長 西三河農林水産事務所長 西三河建設事務所長 知立建設事務所長
碧南市	経済環境部長 建設部長 開発水道部長
安城市	産業振興部長 環境部長 建設部長 上下水道部長
西尾市	産業部長 環境部長 上下水道部長
高浜市	市民総合窓口センター長 都市政策部長

別表2（第7の3関係）

事業	議長
要綱第2に掲げる事業のうち、(3)以外に関する事項について	愛知県環境部長
要綱第2に掲げる事業のうち、(3)に関する事項について	愛知県建設部長

別表3（第10関係）

所掌事務	事務局
要綱第2に掲げる事業のうち、(3)及び(4)以外に関する事項について	愛知県環境部 水地盤環境課
要綱第2に掲げる事業のうち、(3)に関する事項について	愛知県建設部 下水道課及び河川課
要綱第2に掲げる事業のうち、(4)に関する事項について	愛知県 環境部水地盤環境課、 農林水産部農業経営課 及び 建設部河川課